



---

# 介護保険における住宅改修の 手引き

---



令和7年4月

日野市健康福祉部介護保険課



はじめに

介護を必要とされる方が住み慣れた家屋でできるだけ自立し、安全で快適な生活を続けるために住環境を整備することは重要なことです。その助成制度として介護保険の住宅改修制度がありますが、その基本的な考え方につきましては以下のとおりです。

- ・被保険者の資産形成につながらないよう、また、住宅改修について制約を受ける賃貸住宅等に居住する高齢者との均衡等も考慮して、手すりの取付け、床段差の解消等、比較的小規模なものであること。(平成12年3月8日 厚生労働省老企第42号)
- ・当該被保険者の心身の状況、住宅の状況等を勘案して、必要と認められる場合に限り支給すること。(介護保険法施行規則第74条)

なお、利用者の身体状況の変化により、せっかく行った住宅改修が本人の動作に合わなくなり、その改修工事が無駄になってしまうということも考えられます。その場合、元に戻す費用は自己負担となりますので、住宅改修を行う前には利用者、家族、ケアマネジャーにおいて十分にご検討ください。

日野市介護保険課では事前にご提出いただいた申請書類に基づき、適切な住宅改修であるかどうかを審査しますが、「利用者の身体状況、介護状況、住環境の状況等が把握できない」、また、「工事の見積書、図面、写真からは住宅改修の内容が適切であるか判断できない」という場合があります。

そこで、住宅改修に係る施工業者、ケアマネジャーの皆様には、住宅改修制度の概要や書類の作成方法等について具体的な事例を踏まえて記載したこの手引書を利用し、介護保険の住宅改修についてご理解いただきたいと思っております。

日野市健康福祉部介護保険課

## 目次

### □介護保険における住宅改修の手引き

- 住宅改修の前に検討すること…………… 1
- 介護保険住宅改修費支給制度について…………… 2
- 住宅改修の申請の流れ(介護保険)…………… 7
- 住宅改修理由書の作成について…………… 15
- 申請の取り下げについて…………… 15
- 事前申請書類の記入上の注意…………… 16
- 完了届の記入上の注意…………… 23
- 支給決定後の取り壊しについて…………… 27

### □日野市高齢者自立支援住宅改修給付事業について……………28

### □介護保険における住宅改修の事例集……………30

- 事例① 玄関内の手すり取り付け及び玄関における段差の解消
- 事例② 浴室内の手すり取り付け及び浴室入口における段差の解消
- 事例③ 屋外のスロープ設置
- 事例④ 屋外屋内階段及びトイレ内での手すり取り付け
- 事例⑤ 敷居撤去による段差の解消
- 事例⑥ トイレ扉の交換及びトイレ入口における段差の解消
- 事例⑦ 室内における床材の変更及び段差の解消

## □介護保険における住宅改修の手引き

### ■住宅改修の前に検討すること

#### 1. これまでの住環境を見直す

住宅改修を行う前に、利用者や家族で行うことができる住環境の整備があります。

「2階の寝室をトイレに近い1階にする」「家具の位置を変えて通路を広くする」「床の上に置いてあるものを片付ける」など、できるだけ日常動作がしやすくなるようにこれまでの住環境を見直すことも必要です。

#### 2. 改修工事をする場所は、利用者本人の日常動作に合わせる

改修工事をする場所は、利用者本人の身体状況、生活動線、日常動作に基づいて考えましょう。改修後に使いづらいということがないように、できる限り本人立ち合いの上で検討してください。

#### 3. 利用者や家族と十分に調整して施工内容を決める

利用者や家族のご希望を伺うのは当然ですが、介護、リハビリテーション、住環境等に関する専門的な意見も提供し、利用者や家族が納得した上で、効果的な住宅改修を行うことが重要です。

また、利用者本人と家族の考えが必ずしも一致するとは限りませんので、事前に十分な調整が必要です。

#### 4. 改修後における利用者の身体状況の変化を予測する

住宅改修後において、利用者の身体状況の変化により、その改修工事が不要になったとしても元に戻すのは費用がかかりますし、その費用は介護保険から支給できないため全額自己負担となります。また、賃貸住宅では退去時に原状復帰することという条件が課される場合もあります。

そこで、着脱可能な手すりや踏み台等の福祉用具の利用を検討することも大切です。改修工事に比べると安定性では劣りますが、状況の変化に応じて対応できるという利点もあります。

#### 5. 複数業者に見積もりを依頼する

住宅改修は高額となる場合があり、また、他の介護保険サービスのように報酬単価が設定されていないため、同じような改修を実施した場合にも業者によって価格や施工水準等にばらつきが生じています。施工業者にも専門性の違いがありますので、複数の施工業者に見積もりを依頼して、見積の内容を比較することも大切です。住宅改修をより適切な施工内容、より安価な工事費用で行うためには有効です。

## ■介護保険住宅改修費支給制度について

### 1. 対象者

日野市の被保険者で、要支援1～2または要介護1～5と認定されている方が対象です。したがって、認定有効期間外の申請については、対象となりません。また、要支援・要介護認定の新規申請中に改修した場合は、認定結果が出てから住宅改修費を支給します。(認定結果が非該当の場合は、支給できません。)

### 2. 対象となる住宅

本人が現に居住する介護保険被保険者証の住所(住民票上の住所)地の住宅が対象になります。したがって、一時的に身を寄せている住宅や住民票を移していない住宅は対象となりません。

### 3. 住宅改修の対象となる工事の種類

個人の資産形成につながらない比較的小規模な工事が対象というのが基本的な考え方ですので、すべての住宅改修に対して住宅改修費が支給されるわけではなく、以下の工事に限定されます。

また、たとえ住宅改修費の該当工事であっても、対象者が使用しない部屋への手すりの取り付け等や、古くなった床を新しくするなど単なる老朽化に伴う工事、美観のための部材の使用、及び景観のための付帯工事は、介護保険適用の対象となりません。同様に、日常生活を営むのに必要な動線、動作以外を目的とした改修(趣味嗜好や日常生活の範囲を超える使用を目的とする改修等)は対象となりません。

ケアマネジャー等が本人の心身の状況、住宅の状況を勘案して改修の必要性を判断した箇所が対象となります。

No.	項目	工事内容	対象外工事例
(1)	手すりの取付け	廊下、便所、浴室、玄関、玄関から道路までの通路等に、転倒予防もしくは移動、移乗動作の補助を目的として手すりを設置する工事が対象です。 手すりの形状は、縦付け、横付け等適切なものとします。 既存の手すりが身体状況の変化により使用困難になった場合の移設も対象です。	・福祉用具レンタルの手すり ・既存手すりが老朽化や故障したことによる付け替え ・美観に係る工事
(2)	段差の解消	居室、廊下、便所、浴室、玄関等の各室間の段差や、玄関から道路までの通路段差を解消するために敷居を低くしたり、スロープを設置したり、浴室などの床をかき上げるなどの工事が対象です。(傾斜の解消、付帯する転落防止柵の設置を含む)	・スロープ、踏み台、浴室すのこを固定せず置くだけの工事 ・昇降機、リフト、段差解消機を設置する工事 ・床材の老朽化を理由とする段差解消工事 ・転落防止柵の単独設置

(3)	滑りの防止及び移動の円滑化等のための床または通路面の材料の変更	居室は畳敷きから板張りやビニル系床材等への変更、浴室は滑りにくい床材への変更、通路面は滑りにくい舗装材への変更、階段は滑り止めの取付けなどの工事が対象です。	・老朽化や摩耗による床材の張り替え ・ベッドを置くためにフローリングに変更する場合 ・階段に着脱可能な滑り止めシートを置く場合。
(4)	引き戸等への扉の取替え	開き戸を引き戸、折り戸、アコーディオンカーテン等に取り替えるといった扉全体を取替える工事が対象です。(扉の撤去を含む) ドアノブの変更や戸車の設置も含まれます。また、引き戸等の新設は、扉位置の変更等に比べ費用が低く抑えられる場合は対象です。	・自動ドアに取り替えた場合の、動力部分の設置 ・老朽化、故障による扉の取替え ・生活の動線上にない雨戸の取替え ・美観に係る工事
(5)	洋式便器等への便器の取替え	和式便器を洋式便器に取り替える工事です。被保険者の身体状況により、洋式便器の向きを変える工事や、洋式便器の高さをかさ上げする工事も対象です。 なお、和式便器から、暖房便座、洗浄機能等が付加されている便器への取替えは対象です。	・特定福祉用具販売の対象である据置式の腰掛便座の設置 ・洋式便器から洋式便器への取替え(便器の位置や向きの変更なし) ・非水洗又は非簡易水洗の和式便器から水洗または簡易水洗の洋式便器に取り替える工事の場合の水洗化または簡易水洗化にかかる工事や、電気配線、壁、天井などの工事

その他上記(1)～(5)の住宅改修に付帯して必要な工事

(1)手すりの取付け

手すりを取付けるための壁の下地補強

(2)段差の解消

浴室の床の段差解消(浴室の床のかさ上げ)に伴う給排水設備工事

スロープの設置に伴う転落や脱輪防止を目的とする柵や立ち上がりの設置

(3)滑り防止及び移動の円滑化等のための床又は通路面の材料の変更

床材の変更のための下地の補修や根太の補強、通路面の材料の変更のための路盤の整備

(4)引き戸等への扉の取替え

扉の取替えに伴う壁又は柱の改修工事

(5)洋式便器等への便器の取替え

便器の取替えに伴う給排水設備工事(水洗化又は簡易水洗化に係るものを除く)や床材の変更

#### 4. 事前申請と完了届

住宅改修費の支給を受けるためには、必ず工事を行う前に市に申請する必要があります。そして、利用者の心身や住宅の状況などから判断して住宅改修が必要であり、審査の結果工事の内容や費用が妥当であると認められる場合に、介護保険課より着工承認の連絡をします。

なお、心身や住宅の状況などを適切に判断できれば、入院中や、施設に入所中に退院・退所を見込んで事前申請を行うことは可能です。

住宅改修の完了後は、「完了届」を提出します。そこで、事前申請のとおり工事が行われたことが確認できた場合に、住宅改修費の支給を決定します。入院中に工事が行われた場合は、退院後の支給となります。

申請の具体的な流れについては、7 ページ以降を参照してください。

#### 5. 利用限度額(支給限度基準額)

要支援・要介護状態区分に関係なく、同一の被保険者に対し、改修費用(消費税含む)の内、20万円を限度に9割～7割が支給され、自己負担は1割～3割です。(例:負担割合が1割の被保険者が、20万円の住宅改修をおこなった場合、自己負担額は2万円。)工事費が20万円を超えた分は全額自己負担となります。(例:負担割合が1割の被保険者が22万円の住宅改修をおこなった場合、自己負担額は4万円。)

なお、合計金額が20万円になるまでは、数回に分けて利用することも可能です。(例:R4.5.1手すり5万円→R5.7.3段差解消10万円→R5.10.10扉5万円)

#### 6. 利用限度額(支給限度基準額)の例外

##### (1) 転居した場合の例外(転居リセット)

支給限度基準額の管理は現に居住している住宅について行われるため、転居した場合には転居後の住宅について20万円を利用することができます。なお、転居前の住宅について支給限度基準額の残額があっても、転居後の住宅については持ち越されず、20万円となります。

##### (2) 要介護状態が著しく重くなった場合の例外(3段階リセット)

初めて住宅改修費が支給された住宅改修の着工日の要介護等状態区分を基準として、下記のように「介護の必要の程度」の段階が3段階以上上がった場合、再度20万円を利用することができます。なお、この場合も、以前の住宅改修について支給限度基準額の残額があっても持ち越されず、20万円となります。

なお、この例外は、同一住宅・同一対象者について1回だけ適用されます。

初回の住宅改修着工日における認定区分		追加の住宅改修着工日における認定区分
旧要支援 要支援 1	→	要介護3 要介護 4 要介護 5
要支援 2 要介護 1	→	要介護 4 要介護 5
要介護 2	→	要介護 5

## 7. 支給方法

住宅改修費の支給については、以下の2通りの方法があります。

### (1) 償還払い

利用者がいったん、改修費用の全額を施工業者に支払い、工事完了の完了届に基づいて、市が利用者に給付分(所得により9割～7割)を払い戻す方法です。

### (2) 受領委任払い

市と施工業者があらかじめ受領委任払いの契約を締結し、利用者が当該施工業者に介護給付費の受領を委任することで、利用者は改修費用(限度額以内)の自己負担分(所得により1割～3割)と支給限度基準額を超える分を施工業者に支払い、市から施工業者に給付分(所得により9割～7割)を支給する方法です。

受領委任契約を希望される施工業者は、介護保険課介護給付係(TEL 042-514-8519)までお問い合わせください。

## 8. 住宅改修費の留意事項

支給申請に当たっては、次の点に留意してください。

### (1) 住宅改修費の設計および積算の費用について

住宅改修の前提として行われた設計及び積算費用は、実際に住宅改修が行われた場合には住宅改修費の支給対象となります。住宅改修が行われなかった場合には支給対象なりません。

また、住宅改修にあたり現に必要な費用のみを対象とするため、工事内容や部材については適切に按分を行い費用の算出をしてください。

### (2) 新築や増改築の場合について

手すりの取り付けなど、住宅改修費の対象工事であっても、住宅を新築する際に行った場合は改修費の支給はできません。

また、増築の場合も、新たに居室を設ける場合は住宅改修費の支給対象となりませんが、廊下の拡幅にあわせて手すりを取り付ける場合や、トイレの拡張に伴い和式便器から洋式便器に取替える場合は、それぞれ「手すりの取付け」、「洋式便器等への便器の取替え」にかかる費用についてのみ住宅改修費の支給対象となります。

### (3) 住宅改修費の支給対象外の工事も併せて行う場合について

支給対象となる住宅改修と併せて支給対象外の工事を行う場合は、対象部分の抽出、按分等適切な方法により、対象となる使用部材や工事費用が算出できる場合に支給対象となります。

### (4) 利用者等が自ら住宅改修を行った場合について

利用者自らが住宅改修のために材料を購入し、本人または家族等により住宅改修が行われた場合は、材料の購入費を住宅改修費の支給対象とします。

なお、この場合であっても事前申請が必要になります。(この場合、申請に添付する領収証は材料を販売した者が発行したものになり、図面や写真、工事費内訳書の作成は本人または家族が行うことになります。)

(5) 一つの住宅に複数の被保険者がいる場合の住宅改修について

一つの住宅に複数の被保険者が居住する場合においては、住宅改修費の支給限度額の管理は、被保険者ごとに行われるため、それぞれの被保険者ごとに有意な改修を特定し、住宅改修費の支給申請を行うことが可能です。

ただし、一つの住宅について、同時に複数の被保険者にかかる住宅改修が行われた場合は、住宅改修のうち、各被保険者に有意な範囲を特定し、その範囲が重複しないように申請を行ってください。

例えば、被保険者が2人いる場合において、各自の居室の床材の変更を同時に行ったときは、各自が自らの居室にかかる住宅改修費の支給申請を行うことは可能ですが、共用の居室について床材の変更を行ったときは、いずれか一方のみが支給申請を行うこととなります。

(6) 介護認定審査中に行う住宅改修について

原則として、要介護または要支援の認定を受けていることが必要ですが、緊急を要する場合は、認定結果が決定される前に住宅改修の事前申請を行うことは可能です。

ただし、認定が非該当になった場合は支給できません。

認定で非該当と判定された場合でも、日常生活の動作に困難がある65歳以上の方で、住宅の改修により自立した日常生活を営むことができると認められる方については、日野市では「日野市高齢者自立支援住宅改修給付事業」の制度があります。(28ページを参照)。

なお、介護保険住宅改修と同様、事前の申請が必要となりますので、高齢福祉課福祉係までお問合せください。

(7) 総合事業における基本チェックリストに該当する方が住宅改修を行うことについて

市内に住所を有する65歳以上の方で、日野市介護予防・日常生活支援総合事業「基本チェックリスト」において、運動項目に該当し、日常生活動作に困難があり、住宅改修を実施することにより、転倒予防、動作の容易性の確保(痛みの軽減)、行動範囲の確保、介護の軽減などの効果が認められる方である場合、「日野市高齢者自立支援住宅改修給付事業」の制度の対象者となります。詳細は、高齢福祉課福祉係までお問合せください。

(8) 入院・入所中に行う住宅改修について

入院・入所中で退院・退所の見込みがある場合、住宅改修の事前申請及び工事着工は可能ですが、万が一退院・退所をしなかった場合は支給できません。なお、入院・入所中で一時帰宅のための住宅改修を行った場合も、支給の対象外となります。

(9) 利用者が死亡した場合について

住宅改修が完了する前に利用者が死亡した場合は、死亡時に完成している部分までが支給の対象となります。

なお、入院中に工事が完成し退院しないままで死亡した場合は、支給できません。

## ■住宅改修の申請の流れ(介護保険)

### 1.相談

(1)介護保険被保険者証から、要介護状態区分が要支援1・2あるいは要介護1～5に認定されていること、要介護等認定の有効期間内に工事を行うことができることを確認します。

(2)居宅介護支援事業者もしくは地域包括支援センターに、居宅サービス計画等(ケアプラン)の作成を依頼している利用者は、担当の介護支援専門員(ケアマネジャー)もしくは地域包括支援センターの職員に相談し、「住宅改修が必要な理由書(以下、理由書とします)」の作成を依頼します。

(3)居宅サービス計画等の作成を依頼していない場合は、担当地区の地域包括支援センターに相談し、「理由書」の作成を依頼します。

(4)(2)から(3)のケアマネジャー等は住宅改修の必要性や改修内容が支給対象かどうかを検討し、申請書に添付する「理由書」を作成します。

## 2. 施工業者の選定・改修内容の決定

(1) 理由書を元に施工業者に見積もりを依頼し、施工業者を選定します。



(2) 見積もりは複数の施工業者からとり、内容や金額を比較検討するようにします。



(3) 施工業者が決定したら、利用者とケアマネジャー等及び施工業者の間で打ち合わせを行い、改修内容を確定します。

※受領委任払いをできる施工業者は、市とあらかじめ契約を結んだ施工業者に限られます。

## 3.事前申請

市役所介護保険課介護給付係に次の書類を提出し、事前申請をします。事前申請は、利用者本人・家族の他、ケアマネジャー・改修業者に依頼することもできます。(☆は必要な方のみとなります。)

※16～22ページの記入例及び30ページ目以降の事例集を参考に作成してください。

### (1) 申請書

- ・被保険者氏名の欄には、完了届まですべて利用者ご本人による**自筆での署名**が必要です。この場合は押印不要です。  
氏名が印刷されている、もしくは、代筆で記入されている場合は、完了届まですべて同一の印鑑(スタンプ印不可)の押印をお願いいたします。
- ・誤って記入をしたときは、二重線を引き、上記と同一の署名または印で訂正してください。なお、改修費用見積り額の金額の訂正はできません。金額を修正する場合は、申請書を作成しなおしてください。

### (2) 理由書 ケアマネジャー等が作成したものです。

### (3) 見積書 宛名は被保険者氏名をフルネームで記載してください。社印は必ず押印してください。

- ・改修箇所、改修種類ごとに①～付番区分し、材工一式とはせず、材料費・施工費・諸経費に分けて記入します。材料費は、メーカー名・品番・長さ・面積・数量・単価等を明記してください。
- ・金額を算出する際に端数が生じた場合はすべて小数点以下切り捨てとしてください。(本人負担分額のみ切り上げ)
- ・材料費は施工に必要な分のみ算定してください。手すり(棒)をカットして使用する場合や、セット商品の一部を使用する場合等、現に使用した分のみが介護保険の適用となり、部材の余剰分は支給対象とはなりません。また、付帯工事が広範囲になる場合、必要面積で按分を求めることがあります。
- ・諸経費に設計及び見積費用を含めることはできますが、写真現像代や申請代行手数料等の経費は支給の対象にはなりません。また、諸経費は原則施工費の10%程度まで対象となります。高額になる場合は、内訳の明細を求めることがあります。
- ・介護保険の住宅改修費の支給対象にならない工事と同時に施工する場合は、介護保険対象分とそれ以外を区分し、工事費内訳書等により算出方法を明示してください。
- ・ユニットバス設置の場合はカタログ及びメーカーの作成した介護保険申請用按分表等、介護保険対象部分を適切に按分して算出したことがわかる資料を添付してください。

(4) 図面 改修前・後の図面

・改修前の平面図(展開図)、立面図(断面図)と、  
改修後の平面図(展開図)、立面図(断面図)を作成してください。(計4種類)  
既存の手すりなどある場合は、改修前の図面に図示してください。

・平面図に改修、設置場所を明記し、住居内外での動線がわかるようにしてください。

・立面図に高さや長さを表してください。

・図面は正確に、位置がわかるように表してください。

(5) 事前写真 改修前の状況がわかるカラー写真(日付入り)を添付してください。

・カメラに日付機能がない場合は、黒板等に日付を記入し、工事箇所に置いて撮影してください。

・部分的に撮影するのではなく、できるだけ全体の様子がわかるように撮影し、施工位置の高さ等が確認できるようにします。改修箇所の全景が入りきらない場合は、分割して撮影しても結構です。

・事前申請と完了届で同じアングルで撮影し、改修前後の確認ができるようにしてください。

・撮影した画像をパソコン等に取り込んで編集される場合は、画像の大きさを変える場合に左右上下の縮尺を変えないでください。

(6) ☆住宅所有者承諾書(改修する住宅が利用者本人の所有でない場合に必要です。)

・共有名義の場合、すべての共有者の承諾が必要です。

・所有者が死亡し、名義変更が行われていない場合は、相続の権利を有するすべての方の承諾が必要となりますので、すべての相続人からの『相続人住宅改修承諾書』の提出をお願いします。

(7) ☆委任状(申請または請求に関する手続きを委任する場合に必要です。)

## 4.申請内容の確認

市は、受給資格や利用限度額を確認し、提出書類により改修内容が適切か判断します。書類のみで判断できない場合や現場確認が必要な場合は、ケアマネジャー/包括職員と改修業者に同席していただき、現地調査を行います。

### 着工承認(工事開始)連絡

審査の結果、申請内容が妥当と認められた場合、着工について承認する旨を通知します。(この時点で支給の決定を確約するものではありません。)原則、これ以降の変更(施工内容・部材・金額等)は認められません。着工後に申請時の改修内容より変更があったと認められる場合、支給の対象とならないことがありますので、疑義のある場合は速やかにお申し出ください。

※着工承認連絡を行った日から3か月以内に施工をしてください。

### 工事開始連絡方法

利用者本人に「介護保険居宅介護(介護予防)住宅改修確認済通知書」を送付するとともに、施工業者にもその旨を連絡します。

## 5.工事

改修後の写真(日付入り)を撮影してください。カメラに日付機能がない場合は、日付を書いた黒板や紙などを一緒に写してください。

工事内容が事前申請の内容と変わる場合は、必ず着工前に市に相談してください。

下地補強や滑り止めの塗布等、完了写真だけでは施工の有無を確認できないものについては、施工途中の写真をお願いすることがあります。



### (1)工事完了の確認

完了後、改修業者は、利用者と理由書作成者に改修の確認を受けてください。

### (2)工事費の支払

#### ①償還払いで申請した利用者への支払い

・いったん改修費用の全額を改修業者に支払い、領収書を受け取ります。  
※領収書の宛名は、被保険者氏名をフルネームで記載してください。

#### ②受領委任払いで申請した利用者への支払い

・自己負担割合に応じて、改修費用(介護保険給付対象分)の1割または2割または3割(小数点以下を切り上げ)を改修業者に支払い、領収書を受け取ります。(20万円超の改修の場合は、見積金額から18万円または16万円または14万円を差し引いた領収金額になります。)

※領収書の宛名は、被保険者氏名をフルネームで記載してください。

※自己負担割合は領収日時点のものです。

## 6.完了届

市役所介護保険課介護給付係に次の書類を提出します。完了届の提出は、利用者本人・家族の他、ケアマネジャー・改修業者に依頼することもできます。

提出書類は、**事前申請と同一の利用者ご本人による署名か、印鑑(スタンプ印不可)の押印をお願いいたします。**☆は必要な方のみとなります。

工事完了後は以下の書類を速やかに提出してください。

### (1)住宅改修完了届

(支払方法により、「受領委任払い用」と「償還払い用」の2種類の書式があります。)

- ・被保険者の氏名欄には、**事前申請書と同一の「自筆署名」または、「同一印による押印」が必要です。**
- ・誤記入による訂正時の扱いは事前申請と同様です。
- ・**請求額は「介護保険の給付額」です。金額の誤りは訂正不可(書類の再作成が必要)のため、ご注意ください。**※不明な場合はお問い合わせください。

### (2)領収書原本(コピーを提出する場合は、原本をご提示ください。)

- ・宛名は被保険者本人の氏名(フルネーム)をご記入ください。
- ・領収日の記載及び領収者の印が必要です。

### (3)工事費内訳書(日付は、**工事完了後の日付**とする。社印の押印をしてください。)

### (4)完成後の写真(日付入り)

・事前申請で決定した改修内容に相違がないか審査するために、改修箇所の全景及び使用された部品がすべて確認できるアングルで撮影してください。(改修箇所が不明の場合、撮り直しをお願いすることもあります。)

・写真はカラー印刷し、A4サイズの台紙等の上に貼り付けをお願いします。

### (5)☆相続人代表者指定届出書

・住宅改修の申請者が、自宅にて住宅改修の工事中又は完了後に死亡した場合、介護保険給付費の相続人代表者指定届出書に記載された相続人の代表者が住宅改修費の全額または一部を請求できます。

**※部材の変更等により、事前申請時より改修費用の減額があった場合は、減額後の見積書及び図面を提出してください。なお、増額となる工事の変更は認められません。**

## 7.審査及び支給決定

・市は提出された書類から、工事が適切に行われたことを審査します。必要に応じ、工事の施工状況の確認のため、現場調査を行うこともあります。

・審査の結果、問題がなければ支給を決定し、本人宛に支給決定通知をお送りします。

・受領委任業者には受領委任払いの支給決定通知書及び支給金額の明細書をお送りします。

### (1)住宅改修費の支給

①支給日 原則として、完了届を提出した翌月末に支給します。

②支給額 被保険者の負担割合に応じて、改修費用(支給対象分)の9割または8割または7割を支払います。

### (2)支給費の算定方法

・被保険者の負担割合に応じて、改修費用の9割または8割または7割の金額に小数点以下の端数が出る場合、小数点以下を切り捨てた金額を支給します。

・被保険者の負担割合に応じて、改修費用の1割または2割または3割の金額の小数点第1位を切り上げた金額が自己負担金額になります。

### (3)支給方法

#### ①償還払いの利用者

・改修費の金額を改修業者に支払った利用者(償還払いの利用者)については、申請書に記載された利用者が指定する口座に振り込みます。  
※利用者以外の名義口座に振り込む場合は委任状欄の記入が必要となります。

#### ②受領委任払いの利用者

・被保険者の負担割合に応じて、改修費用の1割または2割または3割を改修業者に支払った利用者(受領委任払いの利用者)については、改修業者の指定口座に振り込みます。

## ■住宅改修理由書の作成について

日野市では、利用者に担当ケアマネジャーがいる場合には、理由書は、担当ケアマネジャーに作成していただくようにしております。

住宅改修理由書の作成者は、住宅の改修を希望する要介護者等に対し、住宅改修に関する相談・助言・情報提供・連絡調整等を行います。

やむをえず担当ケアマネジャーではなく、それ以外の方が理由書を作成する場合には、見積書、図面、実地の検討も含めて、十分に担当ケアマネジャーと連絡を取るようになしてください。

### 1. 理由書を作成することができる人

- (1) 介護支援専門員(ケアマネジャー)
- (2) 地域包括支援センターの職員
- (3) 理学療法士
- (4) 作業療法士
- (5) 福祉住環境コーディネーター検定試験2級以上※資格証の写しを提出してください。

※担当ケアマネがない場合は、原則、地域包括支援センターに理由書作成の依頼をしてください。やむを得ず(3)(4)(5)の資格を持つ方が理由書を作成する場合は、事前にご相談ください。

### 2. 手数料

居宅介護(介護予防)支援(ケアプラン)の提供を受けていない要介護者等の住宅改修理由書を作成した方に対して、市は、その手数料として住宅改修1件当たり 2,000 円を支払います。

なお、原則として理由書の作成者が属する事業者に手数料を支払いますが、属する事業者がない場合は作成者本人に手数料を支払います。

		理由書作成者に対する手数料の支払い
理由書作成日の属する月にケアプラン作成の実績が	ある場合	×
	ない場合	○

### 3. 請求方法

「介護保険(介護予防)住宅改修支援請求書」に必要事項を記入し、代表者印を押印の上、請求してください。その際、理由書作成者の資格証の写しを添付してください。

## ■申請の取り下げについて

改修の支給申請後に次のような場合がありましたら、住宅改修費支給申請の取り下げが必要です。その際は、事前に担当までご連絡ください。

- (1) 入院中に事前申請し、審査中または審査完了後、身体状況が変化して退院ができなくなった場合
- (2) 事前申請審査中または審査完了後(着工前)に身体状況が変化し、改修内容が大幅な変更になり新たに申請をし直す場合
- (3) 被保険者が死亡した場合
- (4) 何らかの理由により工事を行わなくなった場合

申請を取り下げる際は、改修事業者と担当ケアマネへの共有も忘れずをお願いします。

■事前申請書類の記入上の注意

第1号様式(第4条関係)	記入例	事前
介護保険居宅介護(介護予防)住宅改修費支給申請書兼計画書		
<p>「被保険者番号」、「被保険者氏名」、「生年月日」、「住所」欄は介護保険被保険者証(青い三つ折の紙)の記載内容を転記してください。</p>		<p>申請日 ○○年○月○日</p> <p>関係書類を添えて申請します。</p>
被保険者番号	1 3 2 1 2 6 被保険者番号 0 0 0 0 1 2 3 4 5 6	整理番号 (市記入欄)
フリガナ	ヒノ タロウ	明治
被保険者氏名	日野 太郎	生年月日 大正 ○○年○月○日
		昭和
住宅の所有者	日野 太一 被保険者との関係( 長男 )	改修費用 見積り額 1 円
業者名	○○工務店	着工予定日 ○○年○月○日
改修の内容・ 箇所及び規模	手摺取付 ① 玄関 1箇所 ③ 廊下 2箇所 段差解消 ② 廊下 20 mmかさ上げ 1箇所	【改修項目】【改修番号】【改修場所】 【箇所数】を入れる。
提出書類	<input checked="" type="checkbox"/> 理由書(介護支援専門員又は地域包括支援センター担当職員等が作成したもの) <input checked="" type="checkbox"/> 改修前の現況写真(写真の枠内に撮影日を入れること。例:デジカメの日付機能等) <input checked="" type="checkbox"/> 見積書(各建材の単価、数量を記載すること。併せて各建材のメーカー名を記載、又はカタログの写しを添付すること) <input checked="" type="checkbox"/> 平面図及び断面図(各改修箇所の改修前及び改修後の状態について寸法を記載すること) <input checked="" type="checkbox"/> 住宅所有者の承諾書(所有者が被保険者本人でない、又は共有名義である場合は要提出) <input type="checkbox"/> 委任状(当該申請手続を代理人に委任する場合は要提出)	
* 申請者が被保険者本人の場合、下記「代理申請者」欄は記入不要です。		
代理申請者	フリガナ	住所
	氏名	〒
	被保険者との続柄( )	電話番号 ( )
被保険者本人以外の方が申請される場合は「代理申請者」欄に必要事項をご記入の上、別紙「委任状」を添付の上、ご申請ください。		電話番号 ( )
電話番号	担当者氏名	
<p>【注意】・工事承認後に改修内容の変更を希望される場合は必ず、着工前に日野市介護保険課担当にご連絡ください。変更の内容によっては給付対象外となる可能性がございます。</p> <p>・改修工事後は完了届、領収書、工事費内訳書及び改修後の現況写真を添付の上、日野市介護保険課窓口へ提出してください。</p> <p>・税更正等により、自己負担割合が変更になった場合には、遡及して返還金又は還付金が発生する事があります。</p>		
【市記入欄】		
(※)市記入欄		

◎被保険者氏名の欄は、ご本人様による署名、もしくは、ご本人様がお持ちの印鑑での押印をお願いいたします。

# 住宅改修が必要な理由書(P1)

記入例

## 《 基本情報 》

利用者	フリガナ	ヒノ タロウ		被保険者 番号	●●●●●●●●●●	生年月日	大正 昭和	11年 1月 11日	年齢	90 歳
	被保険者 氏名	日野 太郎								
住所	日野市神明1-12-1			家屋形成 (該当に○)	戸建(持家・借家)	要支援・要介 護認定(該当 に○)	要支援 1・2	要介護 ①・2・3・4・5	改修履歴	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無
					集合(持家・借家)		認定有効期間	2024年5月1日 ~ 2028年5月31日		
作成者	事業所名 及び 電話番号	日野ケアクラブ事業所 TEL: 042-585-101●		氏名	ケア 花子		資格	<input type="checkbox"/> 地域包括職員 <input checked="" type="checkbox"/> ケアマネジャー	現地確認日	2026年5月10日
									理由書作成日	2026年5月15日

現地確認/理由書作成日から申請書の提出まで3か月以上空かないようにしてください。

## 《 総合的状況 》

利用者の 身体 状況	<input checked="" type="checkbox"/> 在宅 <input checked="" type="checkbox"/> 入院・入所中 (退院・退所予定日 年 月 日施設名( )) (該当に○) : 1. 単身 ②. 夫婦 3. その他( )		住宅 及び 介護 の 状 況 等	ここには、下記事項を記載する。 ● 疾患名、疾病の状況 ● 立ち上がりやバランスの保持、移動といった生活動作に関する身体状況(伝い歩き、杖使用、車いす使用など)		ここには、下記事項を記載する。 ● 住宅の状態(例:古い日本家屋であり、段差が多い...など) ● 改修箇所の使用状況。 ● 介護者がどのように介護をしているかを詳しく記述。 (例1:介護者が必ず、支えて移動し、トイレ内では、衣服の着脱は要介助。) (例2:移動は見守りにより、壁に手をかけ伝え歩きをしている。浴室の出入りは見守りが必要。)					
	この欄は必ず記入してください。			該当欄にチェックを入れてください。 (入院・入所中の場合は、退院・退所予定日も記載してください。)							
サービス 利用状況	<input checked="" type="checkbox"/> サービス利用なし <input type="checkbox"/> 小規模多機能型居宅介護(週 回) <input type="checkbox"/> 看護小規模多機能型居宅介護(週 回)		<input type="checkbox"/> 訪問介護(週 回) <input type="checkbox"/> 訪問入浴(週 回) <input type="checkbox"/> 訪問看護(週 回) <input type="checkbox"/> 訪問リハ(週 回) <input type="checkbox"/> 居宅療養管理指導(週 回) <input type="checkbox"/> 通所介護(週 回) <input checked="" type="checkbox"/> 通所リハ(週 回)								
福祉用具の 利用状況と住宅 改修後の想定	・車イス	・特殊寝台	・床ずれ防止用具	・体位変換器	・手すり	・スロープ	・歩行器	・歩行補助つえ	・認知症老人徘徊探知器	・移動用リフト	・その他
	改修前	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
改修後	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
総合意見	※ 個々の改修箇所・個数等は裏面に記載してください。										
	ここには、下記事項を記載する。 ● 住宅改修をする事により、利用者の生活がどのように改善されるかを記述する。 ● これまでの生活歴を踏まえ、利用者はどのような社会参加をしていきたいのかを記述する。 ● 具体的な改修方針や改修項目は「P2」へ記述する。					この欄における「手すり」「スロープ」は、福祉用具貸与の項目です。改修前に手すりを利用していたが、改修により撤去の場合などに「改修前」にチェックして、「改修後」はチェックを外すようにお願いします。					
<input checked="" type="checkbox"/> PTまたはOTからの助言をうけているか											

助言を受けている場合は、レ点を入れ、家屋評価レポートがあれば添付してください。

この番号は、「見積書の工事費内訳書 改修項目番号欄」「図面」「写真」に記載された番号と同一にしてください。

記入例

住宅改修が必要な理由書(P2)

<表の「総合的状況」を踏まえて、①改善をしようとしている生活動作②①の具体的な困難な状況(…なので…で困っている)を記入してください③改修目的・期待効果をチェックした上で、改修の方針(…することで…が改善できる)を記入してください>

活動	①改善をしようとしている生活動作	②①の具体的な困難な状況(…なので…で困っている)を記入してください	③改修目的・期待効果をチェックした上で、改修の方針(…することで…が改善できる)を記入してください	図面・見積番号	④改修項目(改修箇所)
排泄	<input type="checkbox"/> トイレまでの移動 <input type="checkbox"/> トイレ出入口の出入(扉の開閉を含む) <input checked="" type="checkbox"/> 便器からの立ち座り(移乗を含む) <input checked="" type="checkbox"/> 衣服の着脱 <input type="checkbox"/> 排泄時の姿勢保持 <input type="checkbox"/> 後始末 <input type="checkbox"/> その他( )	トイレの立ち座りやズボンを上げ下げする動作時にバランスを崩し転倒しそうで困っている。	<input type="checkbox"/> できなかったことをできるようにする 転倒等の防止、安全の確保 <input checked="" type="checkbox"/> 動作の容易性の確保 <input type="checkbox"/> 利用者の精神的負担や不安の軽減	②	<input checked="" type="checkbox"/> 手すりの取付け ( ①玄関 1ヶ所 ) ( ②トイレ 1ヶ所 ) ( ③浴室 1ヶ所 ) ( ④2階への階段 1ヶ所 )
入浴	<input type="checkbox"/> 浴室までの移動 <input type="checkbox"/> 衣服の着脱 <input type="checkbox"/> 浴室出入口の出入(扉の開閉を含む) <input checked="" type="checkbox"/> 浴室内での移動(立ち座りを含む) <input type="checkbox"/> 洗い場での姿勢保持(洗体・洗髪を含む) <input checked="" type="checkbox"/> 浴槽の出入(立ち座りを含む) <input type="checkbox"/> 浴槽内での姿勢保持 <input type="checkbox"/> その他( )	浴室内でのシャワーチェアの立ち座りや浴槽(深さ55cm)への出入り時に、掴まる所がないため転倒のリスクが大きく不安が大きい。	<input type="checkbox"/> 転倒等の防止、安全の確保 <input checked="" type="checkbox"/> 動作の容易性の確保 <input type="checkbox"/> 利用者の精神的負担や不安の軽減	③	( ) ( ) ( )
外出	<input type="checkbox"/> 出入口までの屋内移動 <input checked="" type="checkbox"/> 上がりかまちの昇降 <input type="checkbox"/> 車いす等、装具の着脱 <input type="checkbox"/> 履物の着脱 <input type="checkbox"/> 出入口の出入(扉の開閉を含む) <input type="checkbox"/> 出入口から敷地外までの屋外移動 <input type="checkbox"/> その他( )	玄関の上りかまち段差が25cmあり、昇降時に掴まるところがないため転倒のリスクがあり困っている。	<input checked="" type="checkbox"/> できなかったことをできるようにする <input type="checkbox"/> 転倒等の防止、安全の確保 <input type="checkbox"/> 動作の容易性の確保 <input type="checkbox"/> 利用者の精神的負担や不安の軽減	①	( ) ( ) ( )
その他の活動	<input checked="" type="checkbox"/> 2階への階段の手すり	寝室が2階にあり、歩行機能が低下した今も毎日20段の階段を上り下りしなければならない。動作が緩慢で不安定な歩行のため、掴まる所がない20段の階段の上り下りは安全確保が難しく妻の見守りが必要である。	<input type="checkbox"/> できなかったことをできるようにする <input checked="" type="checkbox"/> 転倒等の防止、安全の確保 <input checked="" type="checkbox"/> 動作の容易性の確保 <input checked="" type="checkbox"/> 利用者の精神的負担や不安の軽減 <input checked="" type="checkbox"/> 介護者の負担の軽減 <input type="checkbox"/> その他( )	④	<input checked="" type="checkbox"/> その他 ( ) ( )

各活動の困難事項を改善する為に、どのような改修を行うのか、その方針を記述

一つの改修項目が複数の目的の為にされる場合はまとめて記述しても良い。

改善方法は「つかまれる所を作る」「つまづかない工夫」「立ち上がりの際の支え

具体的手段については、利用者や家族はもちろん、住宅改修の専門家(建築技術者等)と一緒に考える

可能な限り高さや位置等も記述することが望ましい。  
例:  
・床から●cmに手すりを設置することで～

●様々な角度から検討し、決定された改修内容の項目(住宅改修の種類)をチェックし、内容を記述する。

●改修箇所は、場所だけではなく「手すり」であれば、「便器

●「その他」の欄には必要に応じて付帯工事を記述する。

- 生活動作で困っていること、問題点について、その状況や介護の現状を具体的に記述する。
- ・本当は・・・したいのだが、実際には・・・しかできないので、・・・について困っているというように具体的に記述する。動作の妨げになっていることについて記載する(段差〇cm等)
- ・「動作」のレベル(例えば「立ち上がる」「歩く」「車椅子を押す」「またぐ」「段差昇降」「扉を開閉する」など)で、それがどのように困難なのかを具体的に記述する。
- ・改修案の検討の際は全ての活動についてチェックが必要だが、理由書では改善しようとする活動の記述のみでよい。
- ・生活のどの場面、どの動作が利用者・介助者にとって大変なのか、動作の流れに沿って18つつ見極めること。  
寝たきりならば「座位が保てるか」、歩行ができれば「段差を超えられるか」などについても整理する。

見積書記入例

日野 太郎 様

申請者（被保険者）の名前をフルネームで記入。

見積書

部材の価格審査をする上で、一般的ではないものを使用する場合、価格の記載が入ったカタログのコピーを添付してください。

改修項目番号	部屋名	部分	名称	内容（メーカー名、品番、長さ、面積等）	数量	単位	単価	金額	介護保険対象分	備考
①	階段	壁	横手すり35	●●■ ●▲■1■G1● L=4000	1	本	12,000	12,000	●	
				●●■ ●▲■1■G1● L=2000	1	本	6,000	6,000	●	
			後付け補強版	●●■ ●▲■1■A■ L=4000	1	枚	12,000	12,000	●	
				●●■ ●▲■1■A■ L=2000	1	枚	6,000	6,000	●	
			エンドホルダー	●●■ ●▲■2■E■	2	個	2,000	4,000	●	
			直付フレキシブルブラケット	●●■ ●▲■2■B■	2	個	4,500	9,000	●	
			入隅コーナーフレキシブルブラケット	●●■ ●▲■2■B■	2	個	5,500	11,000	●	
			L付受ブラケット	●●■ ●▲■3■L■	3	個	1,500	4,500	●	
			取付工賃		1	式	30,000	30,000	●	
			小計					94,500		
			値引き					-500		
			諸経費					9,400		
			合計					103,400		
			消費税					8,272		
			総合計					111,672		

理由書P2、図面及び写真の改修番号と一致させてください。

小数点以下は、切捨てでお願いします。

工事の内容で問い合わせをする場合がありますので、担当者の連絡がつく電話番号を記載してください。

株式会社●●●● 日野市神明●-●-● 社印  
電話 担当

※工事費内訳書（見積書）について

- ・「材工一式」とはしない。材料費・施工費（大工手間等）・諸経費に分けて算出し、材工一式による算出は区分することが困難な場合に限りま。
- ・諸経費には、設計及び積算の費用を含めることはできますが、写真現像代や申請代行手数料等の経費は支給の対象になりません。
- ・施工費（取付工賃）は各箇所に設ける場合には、実際にかかった人工を振り分けて記載をお願いします。

住宅の所有者が被保険者本人以外の場合(共有名義の場合も含む)は、この書類の提出が必要となります。

## 住宅所有者承諾書

今般、私の所有する下記表示の住宅に関して、別紙「介護保険居宅介護(介護予防)住宅改修費支給申請書兼計画書」により住宅改修を行うことを承諾いたします。

記

\_\_\_\_年 \_\_\_\_月 \_\_\_\_日

### 1. 住宅

住宅改修をする被保険者本人の住所

(所在地)日野市神明 1-12-1

住宅改修をする被保険者本人の氏名

(使用者)日野太郎

### 2. 所有者

住宅改修をする住宅の所有者の住所

(住所)日野市神明●-▲-●

所有者が複数いる場合は全員の氏名

(氏名)日野太一

# 委任状

私(被保険者)は、下記の者を代理人と定め、

- 1. 介護保険居宅介護(介護予防)住宅改修費申請手続
  - 2. 介護保険居宅介護(介護予防)住宅改修費請求手続
- に関する一切の権限を委任いたします。

記

〇〇年 〇〇月 〇〇日

(あて先) 日野市長

被保険者本人の住所・氏名をお願いします。

住所 日野市神明1-12-1

委任者  
(被保険者) 氏名 日野 太郎

各手続きについて、権利を委任する第三者の住所・氏名をお願いします。

住所 日野市神明1-12-1

受任者  
氏名 日野 太一  
委任者との続柄( 長 男 )

## 相続人住宅改修承諾書

今般、下記表示の住宅に関して、「介護保険居宅介護(介護予防)住宅改修費支給申請書兼計画書」に記載された住宅改修を行うことを承諾いたします。

記

年 月 日

### 1. 住宅

所在地 日野市〇〇1-1-1

所有者 日野 太郎

利用者 日野 花子

亡くなった住宅所有者

(〇〇年〇〇月〇〇日 死亡)

### 2. 相続人

住 所 日野市〇〇1-1-1

氏 名 日野 花子

所有者(被相続人)との続柄 妻

住宅改修の申請者

住 所 日野市〇〇1-1-1

氏 名 日野 一郎

所有者(被相続人)との続柄 長男

申請者と同居の相続人は必ず記入

住 所 〇〇県〇〇市〇〇3-3-3

氏 名 〇〇 花江

所有者(被相続人)との続柄 長女

相続人が遠方の場合、記入不要



# 記入例

完了

## 介護保険居宅介護(介護予防)住宅改修工事完了届書給付費支給請求書(償還払い用)

(あて先) 日野市長

届出日は提出書類の審査後に決定するため、記入不要です。

「被保険者番号」、「被保険者氏名」、「生年月日」、「住所」欄は介護保険被保険者証(青い三つ折の紙)の記載内容を転記してください。

の口座に振り込んでください。

被保険者番号	00123456	整理番号 (市記入欄)	
被保険者氏名	日野 太郎	生年月日	明治 〇〇年〇月〇日 昭和

住所	〒191-8686 日野市 神明1-12-1	電話番号	042(585)1111
----	---------------------------	------	--------------

着工日	〇〇年〇〇月〇〇日	部材の変更等により、事前申請時より改修費用の減額があった場合は減額後の改修費用と減額の理由をご記入ください。
-----	-----------	--

改修費用 (事前申請時)	円	減額後の改修費用(※)	円	減額の理由(※)	
-----------------	---	-------------	---	----------	--

請求額	改修費用・請求額は提出書類の審査後に決定するため、記入不要です。		
-----	----------------------------------	--	--

提出書類	<input checked="" type="checkbox"/> 領収書(領収日及び被保険者の支払った自己負担分が確認できるもの) <input checked="" type="checkbox"/> 工事費内訳書(工事実施箇所、内容、規模及び材料費、施工費、諸経費等を区分したもの) <input checked="" type="checkbox"/> 改修後の現況写真(写真の枠内に撮影日を入れること。例:デジカメの日付機能等) <input type="checkbox"/> その他(改修費用が変更(減額のみ)になった場合は、変更後の工事費内訳書及び図面を提出すること)
------	---

口座振込 依頼欄	銀行	本店	種目	口座番号			
	信用金庫	支店		1普通預金			
	信用組合	出張所	2当座預金				
	金融機関コード	店舗コード	3その他				

「口座振込依頼欄」に住宅改修費の振込先をご記入ください。被保険者本人以外の口座(事業者を除く)への振込みを希望される場合は、本届出書下部の「※委任状」欄に受取人の氏名等をご記入ください。

代理請求者	氏名		被保険者本人ではなく代理の方が給付費を請求される場合は「代理申請者」欄に必要事項をご記入ください。また、別紙「委任状」を添付の上、ご申請ください。
	住所	〒	

※委任状 (被保険者と給付金の受取人が異なる場合は右記入欄に記名押印をお願いします)	(あて先) 日野市長 私(被保険者)は、下記の者を代理人と定め、介護保険居宅介護(介護予防)住宅改修費の受領に関する一切の権限を委任します。 年 月 日 (受任者) 住所 氏名 委任者との続柄( ) 委任者 (被保険者)
---	---

(※)市記入欄

相続人代表者指定届出書				No.
年 月 日				
東京都後期高齢者医療広域連合長 日野市長				
以下の被相続人に対する①介護保険料過誤納金に係わる還付金②介護保険制度及び後期高齢者医療制度の給付費を申請し、受領する代表者として次のとおり指定しましたので届け出ます。				
なお、この件に関して、いかなる事情が生じても相続人の代表者である私が責任をもって処理し、関係各所に一切ご迷惑をかけないことを申し添えます。				
相続人の代表者	住（居）所	日野市〇〇1-1-1		給付費の受取人
	氏名	日野 花子	⑥	押印をお願いします
	電話番号	〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇		
被相続人	死亡時の住（居）所	日野市〇〇1-1-1		給付費の申請者
	氏名	日野 太郎	生年月日	△△年 △△月 △△日
			死亡年月日	〇〇年 〇〇月 〇〇日
代表者以外の相続人	住（居）所	日野市〇〇1-1-1		
	氏名	日野 一郎	戸籍の続柄	長男
	住（居）所	〇〇県〇〇市〇〇3-3-3		
	氏名	〇〇 花江	戸籍の続柄	長女
	住（居）所			
	氏名		戸籍の続柄	



## ■支給決定後の取り壊しについて

住宅改修については、工事完了後に被保険者の自立に資する利用がなされることを条件に支給するものとして、そのため、利用者及びケアマネジャーの合意を得て申請した住宅改修において、改修箇所の取り壊しを行うことはできません。

原則、取り壊した際には給付の決定を取り消し、返金してもらいます。

しかし、利用者の状況等により、取り壊しに正当な事由がある場合があるため、介護保険課として下記のとおり扱います。

- ・取り壊しを行う際には、必ず取り壊す前に日野市に相談を入れてもらう。  
(入れなかったから必ず返金させるという趣旨ではありません)
- ・ケアマネジャー・利用者・改修業者からそれぞれ利用者の状況を確認する。  
(状況の確認を行った際に、日野市が記録を残します)
- ・三者の意見をまとめて日野市として取り壊しを認めるか否か下記事由を基に判断する。
  - ★改修箇所の取り壊しがやむを得ないものとして給付が引き続き有効である場合
    - ①身体状況の変化があったと認められる場合
    - ②生活環境の変化があったと認められる場合
    - ③その他やむを得ないと市が判断した場合
- ・三者に結果を報告する。
- ・取り壊しを認める場合であっても、取り壊し費用に係る給付はない。
- ・上記事由に該当する場合を除いて取り壊した際には返金してもらう。
- ・返金の場合、納付書を送付のうえ、収納の確認ができればシステム上で決定の取り消しを行う。

□日野市高齢者自立支援住宅改修給付事業について

日常生活動作に支障のある高齢者の住宅を改修し、住環境を整えることで、生活の拡大・自立を図ります。介護保険「非該当」の方、または日野市介護予防・日常生活支援総合事業「基本チェックリスト」において、一定項目に該当した方が対象となる予防給付と、介護保険を補足する設備改修費の給付があります。地域包括支援センターを通じて事前に申請する必要があります。

介護保険住宅改修は、日野市が行っている日野市高齢者自立支援住宅改修給付事業の住宅設備改修の給付と併せて利用することができます。

1. 事業の内容及び給付額

No.	項目	具体的な内容	給付額
<b>住宅改修の予防給付</b>			
	P2～P3に記載されている介護保険と同様の内容	P2～P3に記載されている介護保険と同様の内容	200,000円
<b>住宅設備改修の給付</b>			
①	浴槽の取替え及びこれに付帯して必要な給湯設備等の工事	<ul style="list-style-type: none"> <li>一般的には、24時間対応や気泡浴槽ではない一般浴槽への取替え</li> <li>ユニットバスの場合は、浴槽の部分が抽出できるもの</li> <li>給湯器の取替えは、浴槽の取替えに伴う場合は含まれるが、単独での取替えは含まれません。</li> <li>単独のシャワー栓は付帯工事として対象外であるが、浴室内給湯に直接繋がっている機種の場合は、対象となる。</li> </ul>	379,000円
②	流し、洗面台の取替え及びこれに付帯して必要な給湯設備等の工事	<ul style="list-style-type: none"> <li>流し台及び洗面台の取替え</li> <li>付帯する給湯設備工事は、既存の給湯設備の配管長さや位置を変更する工事</li> <li>水栓金具(蛇口)のみの取替え</li> </ul>	156,000円
③	便器の洋式化及びこれに付帯して必要な工事	P3に記載されている介護保険と同様の内容	106,000円

2. 対象者

市内に住所を有する65歳以上で、日常生活動作に困難があり、住宅改修を実施することにより、転倒予防、動作の容易性の確保(痛みの軽減)、行動範囲の確保、介護の軽減などの効果が認められる方が原則として対象となり、下記の改修内容による対象要件が加わります。

(1) 住宅改修の予防給付(いずれかに該当)

- ①介護保険の要介護認定で、非該当の判定を受けた場合で市が必要と認めた方。
- ②日野市介護予防・日常生活支援総合事業「基本チェックリスト」において、一定項目に該当した方。  
【日野市介護予防・日常生活支援総合事業における「基本チェックリスト」による給付対象者】

事業対象者の可否	基本チェックリストにおける運動項目該当数	その他の条件	給付対象
可	3項目以上	-	○
	1項目または2項目	地域包括支援センターが作成する「住宅改修が必要な理由書」P1-P3及び訪問調査チェックシートで必要性のある方	○

	該当なし	-	×
否	1項目または2項目	地域包括支援センターが作成する「住宅改修が必要な理由書」P1-P3 及び訪問調査チェックシートで必要性のある方	○
	該当なし	-	×

(2) 住宅設備改修の給付

介護保険の要介護認定で、要支援・要介護の判定を受けた場合で次の要件を満たす市が必要と認められた方。

- ①「浴槽の取替え及びこれに付帯して必要な給湯設備等の工事」及び「流し、洗面台の取替え及びこれに付帯して必要な給湯設備等の工事」を行う場合は、心身等の機能低下に伴い既存の設備での使用が困難な方。
- ②「便器の洋式化及びこれに付帯して必要な工事」を行う場合は、介護保険住宅改修を支給基準限度額(20万円)まで利用しており、便器の洋式化ができなかった方。

3. 費用負担

所得額に応じて支給限度基準額以内の1割または2割または3割とし、支給限度基準額を超えた分は全額自己負担となります。

また、生活保護受給者等は、支給限度額基準額内の1割負担の免除を申し出ることができます。

## □介護保険における住宅改修の事例集

事例① 玄関内の手すり取り付け及び玄関における段差の解消

事例② 浴室内の手すり取り付け及び浴室入口における段差の解消

事例③ 屋外のスロープ設置

事例④ 屋外屋内階段及びトイレ内での手すり取り付け

事例⑤ 敷居撤去による段差の解消

事例⑥ トイレ扉の交換及びトイレ入口における段差の解消

事例⑦ 室内における床材の変更及び段差の解消

## 見積書記入例（事例① 玄関内の手すり取り付け及び玄関における段差の解消）

## 見積書

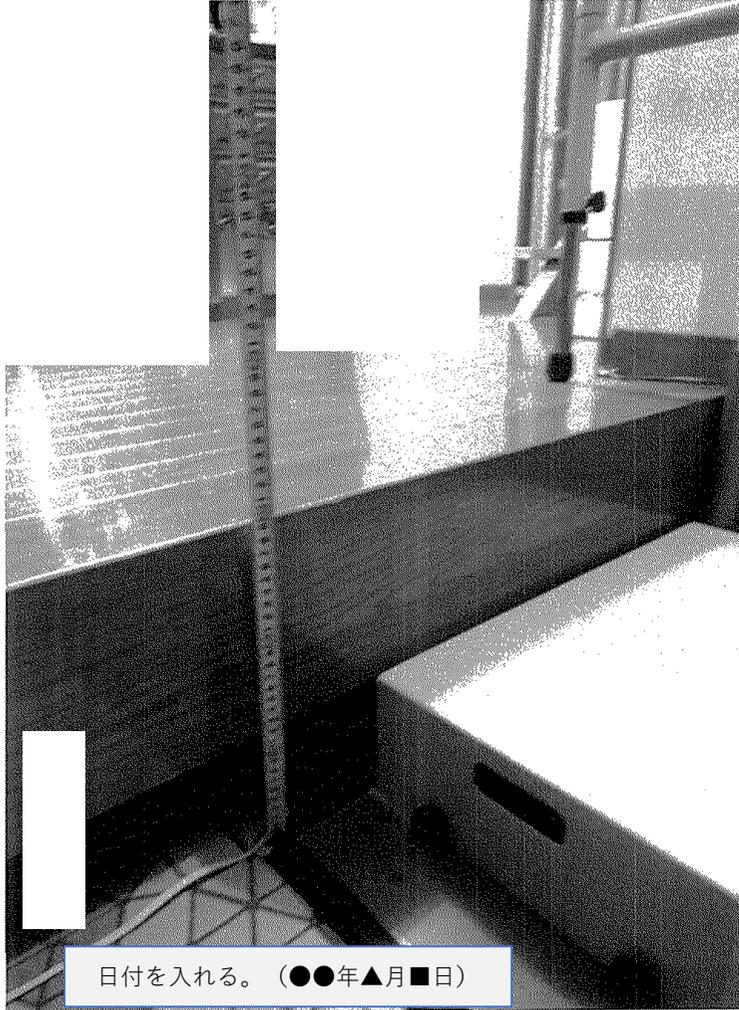
日野 太郎 様

改修項目 番号	部屋名	部分	名称	内容（メーカー名、品番、長さ、面積等）	数量	単位	単価	金額	介護保険 対象分	備考
①	玄関	床	段差解消 踏み台設置							
			木製踏台 D X 1段 ○○	× × × - ○ ○ ○	1	台	18,000	18,000	●	
			取付工事費		1	式	5,000	5,000	●	
②	玄関	壁	手すり取付							
			35アッシュ丸棒 デンプル付2m	■ ■ - ○ ○ ○	0.8	本	8,000	6,400	●	
			35エンドブラケット カバー付	■ ■ - ○ ○ ○	2	個	2,000	4,000	●	
			35コーナブラケット	■ ■ - ○ ○ ○	1	個	2,500	2,500	●	
			取付工事費		1	式	9,000	9,000	●	
			小計					44,900		
			値引き					-900		
			諸経費					4,400		
			合計					48,400		
			消費税					3,872		
			総合計					52,272		

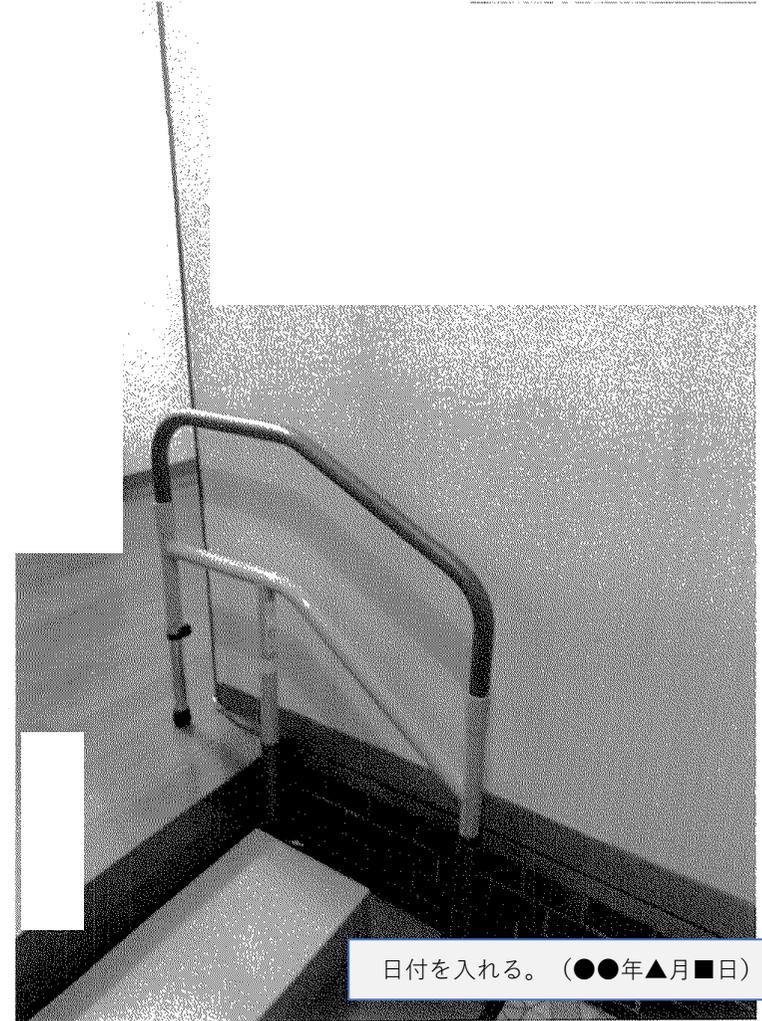
株式会社●●●● 日野市神明●●●●  
電話 担当

社印

①段差解消 踏み台設置



②手すり取付



①段差解消 踏み台設置

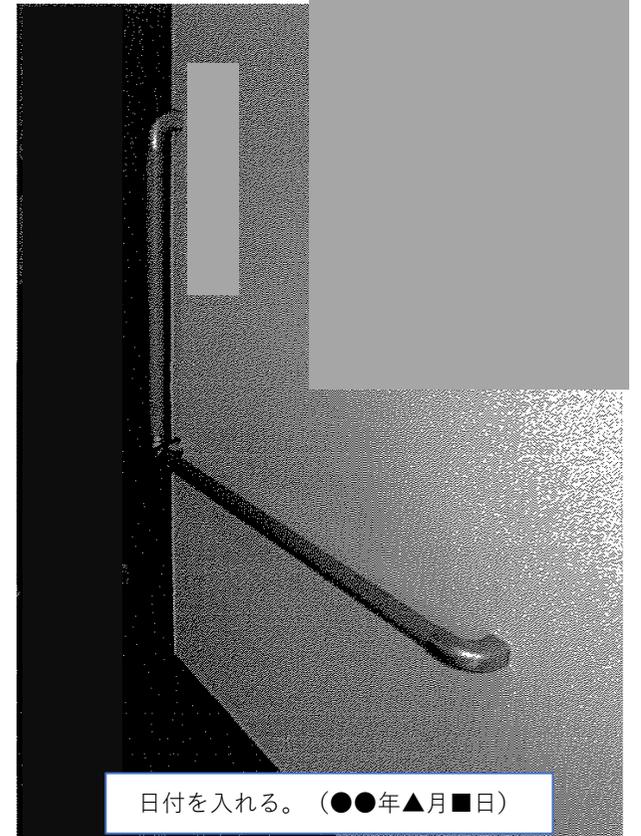


日付を入れる。(●●年▲月■日)



日付を入れる。(●●年▲月■日)

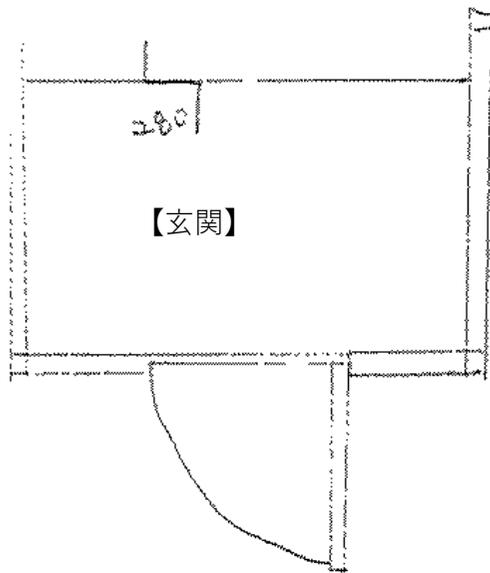
②手すり取付



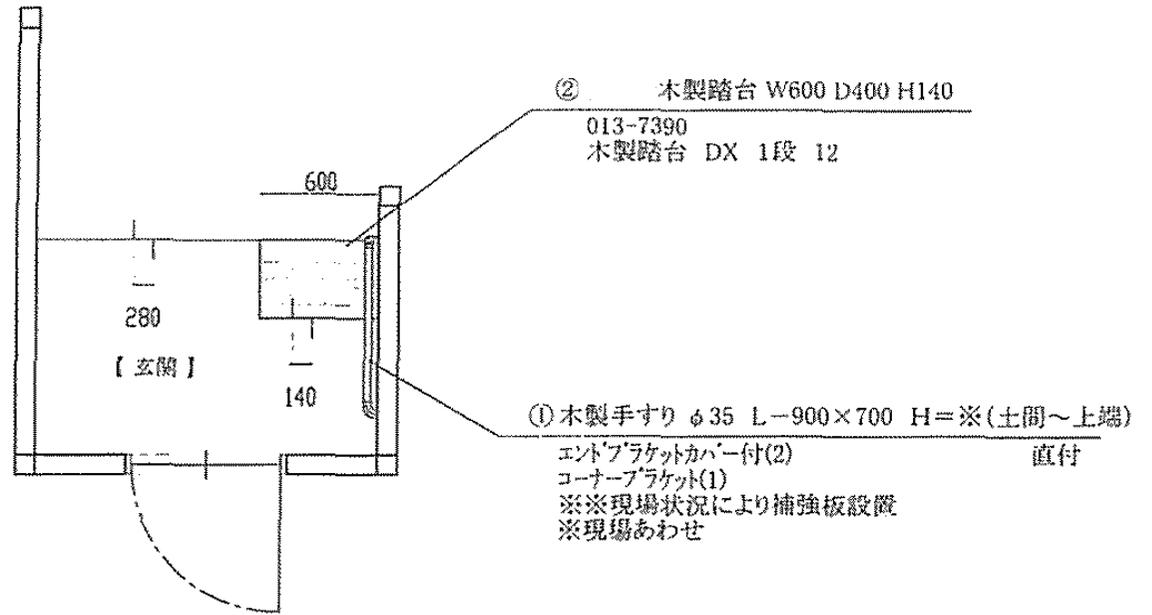
日付を入れる。(●●年▲月■日)

平面図 掲載例（事例① 玄関内の手すり取り付け及び玄関における段差の解消）

改修前

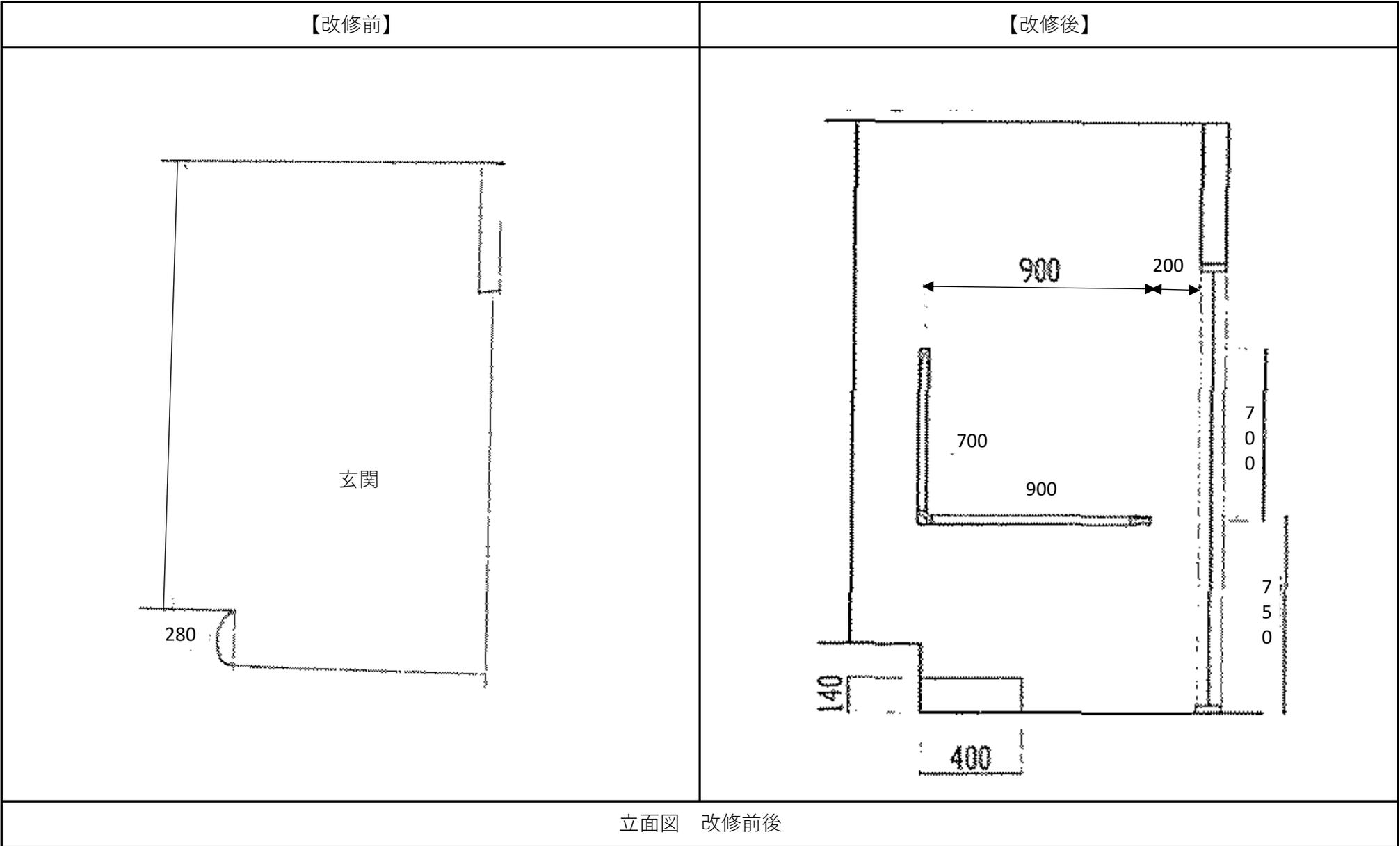


改修後



平面図 改修前後

立面図 掲載例（事例① 玄関内の手すり取り付け及び玄関における段差の解消）



見積書記入例（事例② 浴室内の手すり取り付け及び浴室入口における段差の解消）

見積書

日野 太郎 様

改修項目 番号	部屋名	部分	名称	内容（メーカー名、品番、長さ、面積等）	数量	単位	単価	金額	介護保険 対象分	備考
①	浴室	壁	手すり取付							
			I型樹脂製手すりW600 <del>×</del> 2	■■■■ ◆◆◆○○◆◆○○	1	本	10,000	10,000	●	■■■■製 定価12,200円
			ブラケット取付費		2	箇所	1,500	3,000	●	
②	浴室	壁	L型樹脂製手すりH600*W600	■■■■ ◆◆◆○○◆◆○○	1	本	18,000	18,000	●	■■■■製 定価21,600円
			ブラケット取付費		3	箇所	1,500	4,500	●	
③	浴室	床	段差解消 床140mm嵩上げ							
			床モルタル打ち		1	式	30,000	30,000	●	
			100角サーモタイル		1.2	m <sup>2</sup>	9,000	10,800	●	■■■■製 定価11,800円
			タイル施工費		1.2	m <sup>2</sup>	23,000	27,600	●	
			排水トラップ設置	目皿含む	1	式	13,000	13,000	●	
			グレーチング	■■■ ○○○◆◆	1	セット	30,000	30,000	●	■■■■製 定価36,800円
			グレーチング用排水工事		1	式	20,000	20,000	●	
			小計				166,900			
			値引き				-900			
			諸経費				16,600			
			合計				182,600			
			消費税				14,608			
			総合計				197,208			

株式会社■■■■ 日野市神明●-●-●  
電話 担当



①②浴室内の手すり取付

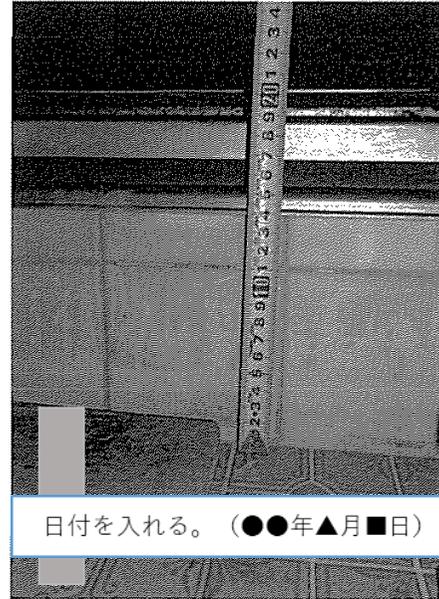
①



②



③浴室入口における段差の解消



①②浴室内の手すり取付

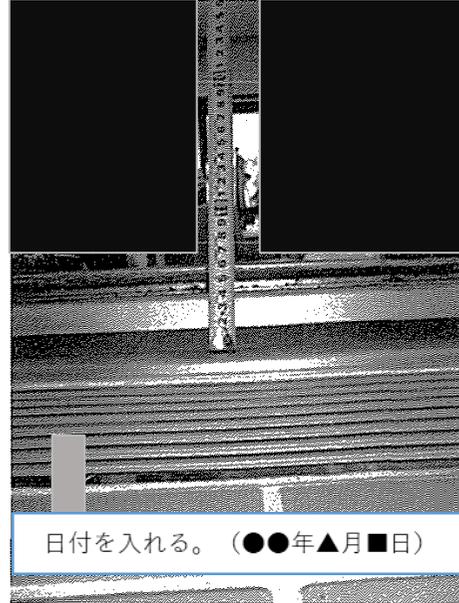
①



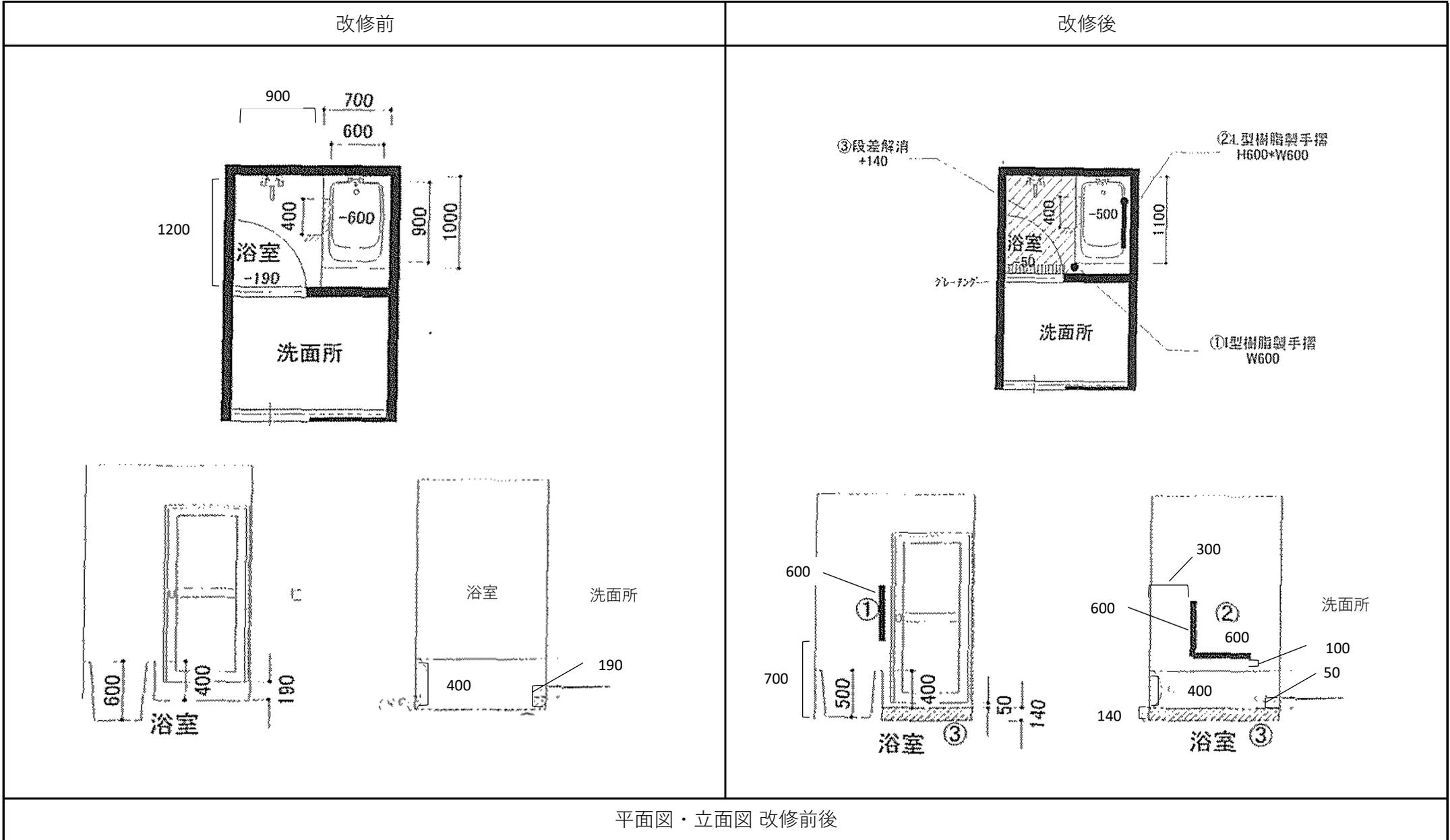
②



③浴室入口における段差の解消



平面図・立面図 掲載例（事例②） 浴室内の手すり取り付け及び浴室入口における段差の解消



見積書記入例（事例③ 屋外のスロープ設置）

見積書

日野 太郎 様

改修項目 番号	部屋名	部分	名称	内容（メーカー名、品番、長さ、面積等）	数量	単位	単価	金額	介護保険 対象分	備考
①	屋外	床	コンクリート工事							
			コンクリート打ち工事		2	m <sup>2</sup>				
			コンクリート		1	式	13,200	13,200	●	
			打設手間		2	m <sup>2</sup>	2,550	5,100	●	
			根切り		2	m <sup>2</sup>	4,950	9,900	●	
			すき取り		2	m <sup>2</sup>	2,000	4,000	●	
			床付け		2	m <sup>2</sup>	1,450	2,900	●	
			埋め戻し		2	m <sup>2</sup>	2,100	4,200	●	
			残土処分		1	式	3,100	3,100	●	
			砕石		1	式	6,200	6,200	●	
			ワイヤーメッシュ		2	m <sup>2</sup>	1,750	3,500	●	
			木コテ押え		1	式	2,500	2,500	●	
			型枠（組立・解体）		1	式	3,500	3,500	●	
			小計					58,100		
			値引き					-100		
			諸経費					5,800		
			合計					63,800		
			消費税					5,104		
			総合計					68,904		

株式会社●●●● 日野市神明●-●-●  
電話 担当



写真 掲載例（事例③ 屋外のスロープ設置）

改修前



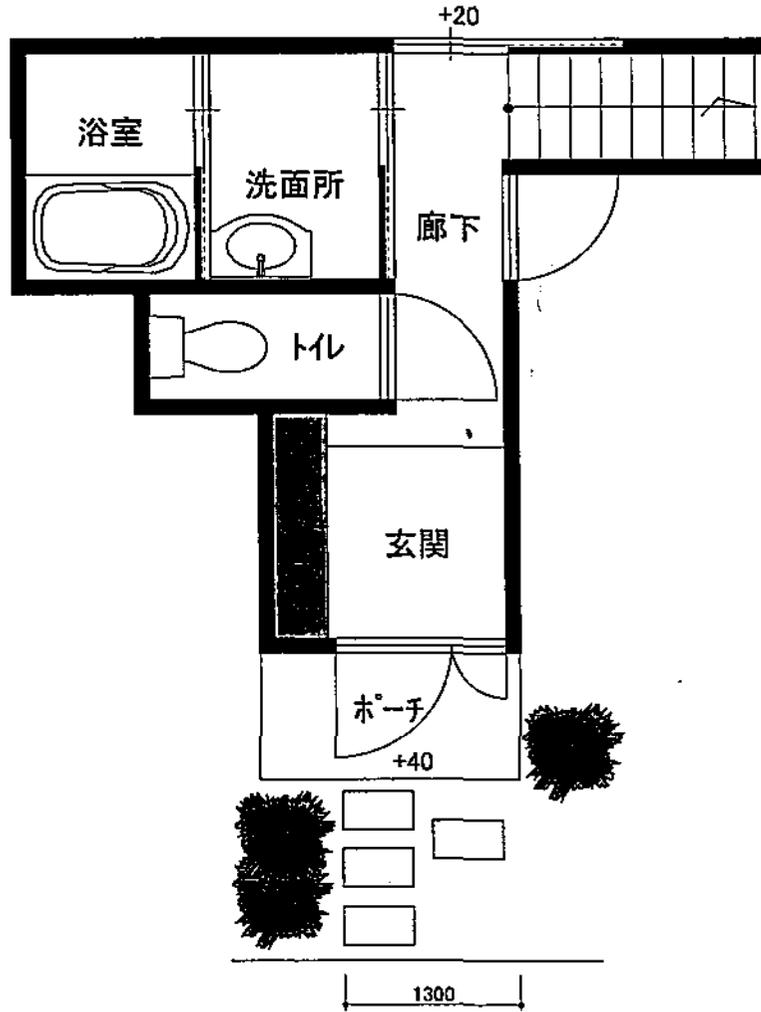
改修後



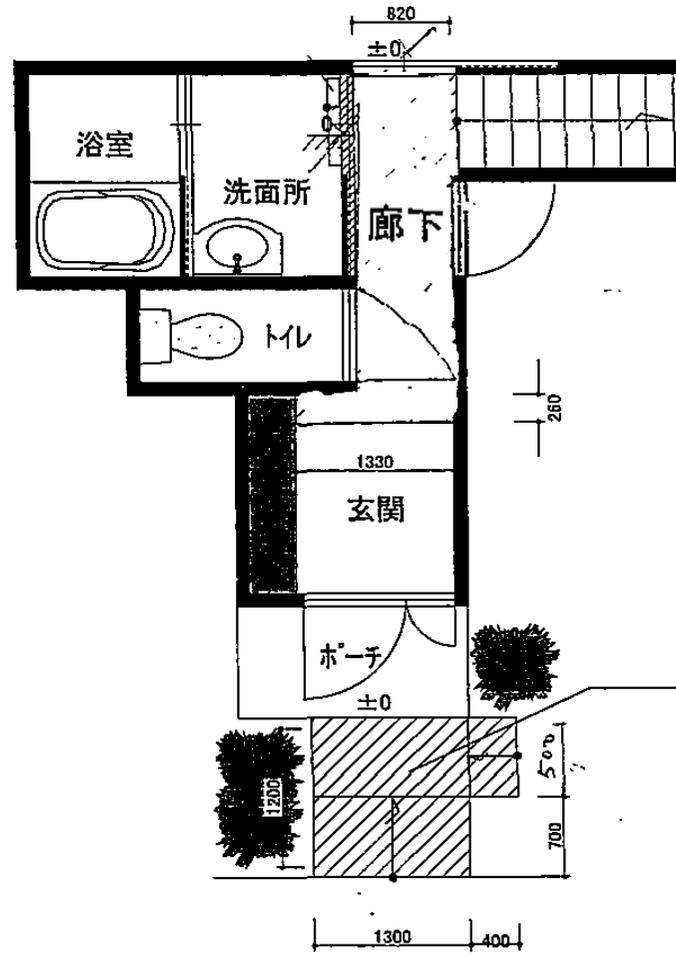
改修前後の写真

平面図 掲載例（事例③ 屋外のスロープ設置）

改修前



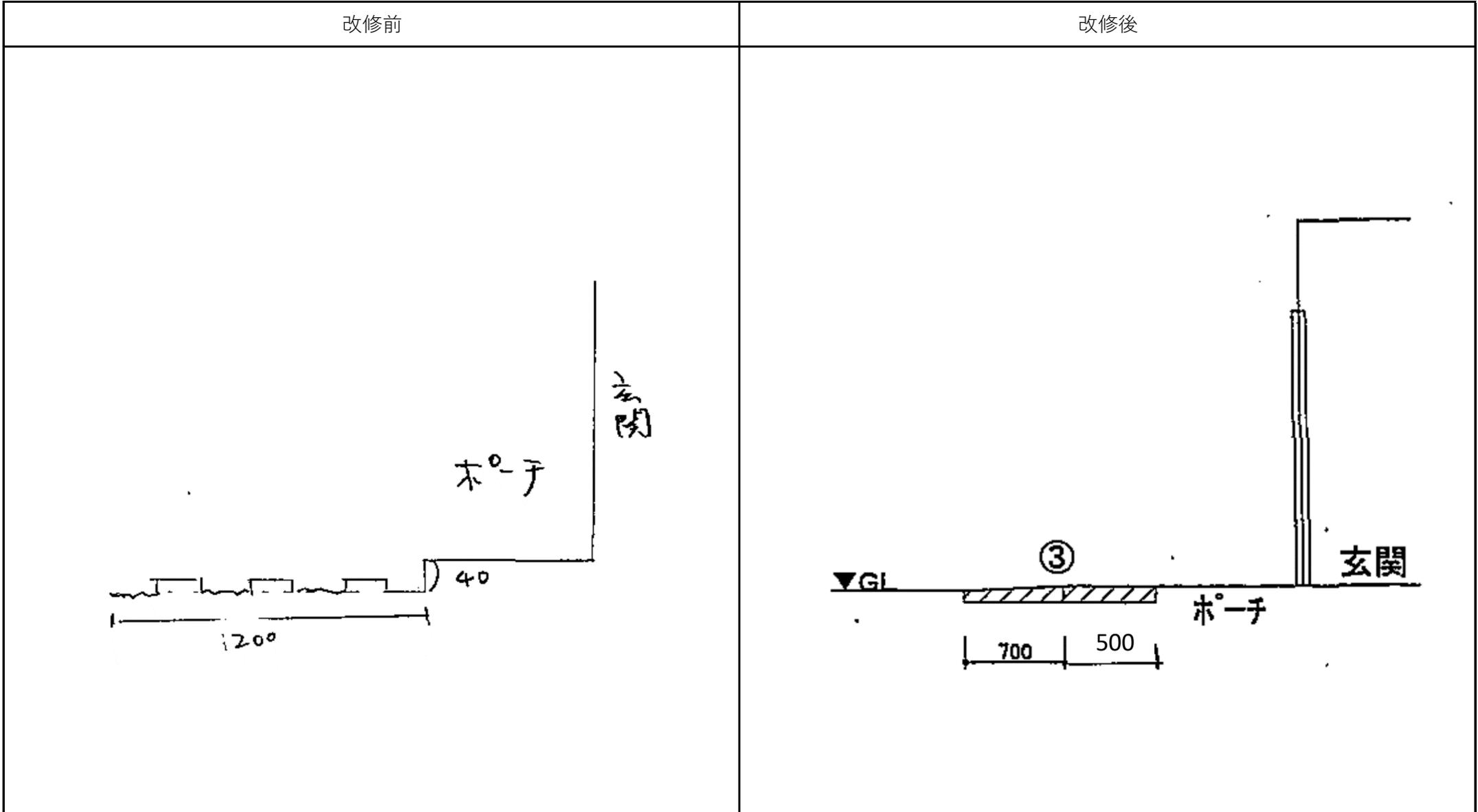
改修後



コンクリート打ち・スロープ  
※石撤去・処分なし

平面図 改修前後

立面図 改修後 掲載例 (事例③ 屋外のスロープ設置)



立面図 改修前後

## 見積書記入例(事例④ 屋外屋内階段及びトイレ内での手すり取り付け)

見積書

日野 太郎 様

改修項目 番号	部屋名	部分	名称	内容(メーカー名、品番、長さ、面積等)	数量	単位	単価	金額	介護保険 対象分	備考
①	屋外階段	床・壁	横手すり L=3500	○○○						
			C35 ステンレスエスパイプ 3.5m	▲▲▲-○○*	1	本	15,000	15,000	●	
			C35 ステンレスエスパイプ 2m	▲▲▲-○○*	1	本	10,000	10,000	●	
			C35 カバー付アンカーベースM	▲▲▲-××	2	個	5,000	10,000	●	
			ステンレスアンカー	▲▲▲-××	2	set	2,000	4,000	●	
			C35 フリーエルボー	▲▲▲-××	1	個	6,000	6,000	●	
			C35 ホールドブラケット	▲▲▲-××	2	個	2,000	4,000	●	
			C35 フリーブラケット	▲▲▲-××	1	個	4,000	4,000	●	
			C35 エンドエルボ	▲▲▲-××	1	個	4,080	4,080	●	
			取付工賃		1	式	30,000	30,000	●	
②	トイレ	壁	縦手すり L=450							
			手すり材 35☒	■ ■ ■ ■ ◇ ◇ ◇ ◇ ○ ○ ◇ ◇ ○ ○	0.5	m	3,000	1,500	●	
			エンドホルダー	■ ■ ■ ■ ◇ ◇ ◇ ◇ ○ ○ ◇ ◇ ○ ○	2	個	1,500	3,000	●	
			取付工賃		1	式	3,000	3,000	●	
③	屋内階段	壁	横手すり L=1400,900,1800,900,1000							
			手すり材 35☒	■ ■ ■ ■ ◇ ◇ ◇ ◇ ○ ○ ◇ ◇ ○ ○	6	m	3,000	18,000	●	
			エンドホルダー	■ ■ ■ ■ ◇ ◇ ◇ ◇ ○ ○ ◇ ◇ ○ ○ Z	2	個	1,500	3,000	●	
			入隅コーナーフレキシブルブラケット	■ ■ ■ ■ ◇ ◇ ◇ ◇ ○ ○ ◇ ◇ ○ ○	2	個	5,000	10,000	●	
			直付フレキシブルブラケット	■ ■ ■ ■ ◇ ◇ ◇ ◇ ○ ○ ◇ ◇ ○ ○ R	2	個	4,000	8,000	●	
			L付受けブラケット	■ ■ ■ ■ ◇ ◇ ◇ ◇ ○ ○ ◇ ◇ ○ ○ N	3	個	700	2,100	●	
			取付工賃		1	式	18,000	18,000	●	

改修項目 番号	部屋名	部分	名称	内容（メーカー名、品番、長さ、面積等）	数量	単位	単価	金額	介護保険 対象分	備考
			小計					153,680		
			値引き					-680		
			諸経費					15,300		
			合計					168,300		
			消費税					13,464		
			総合計					181,764		

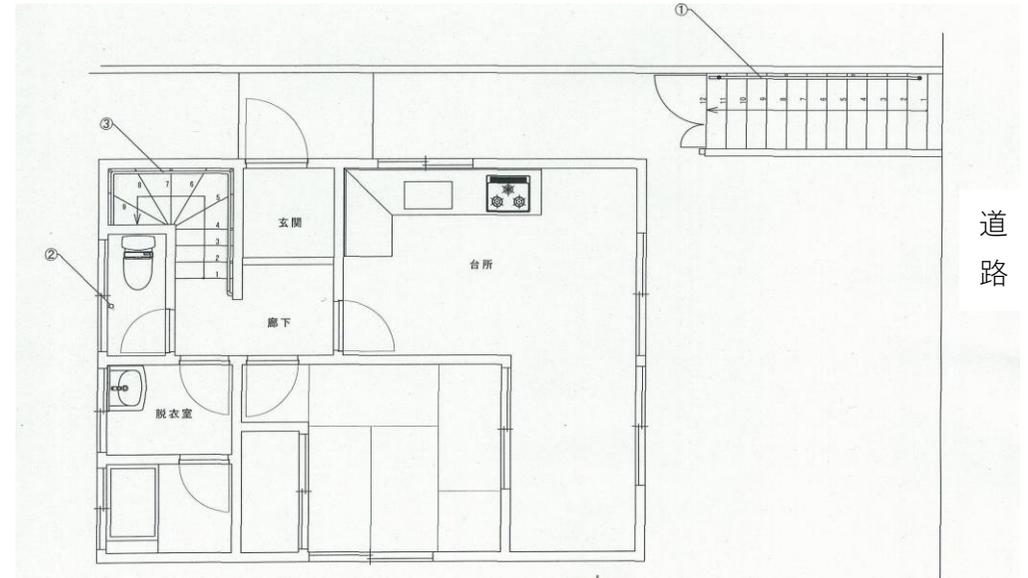
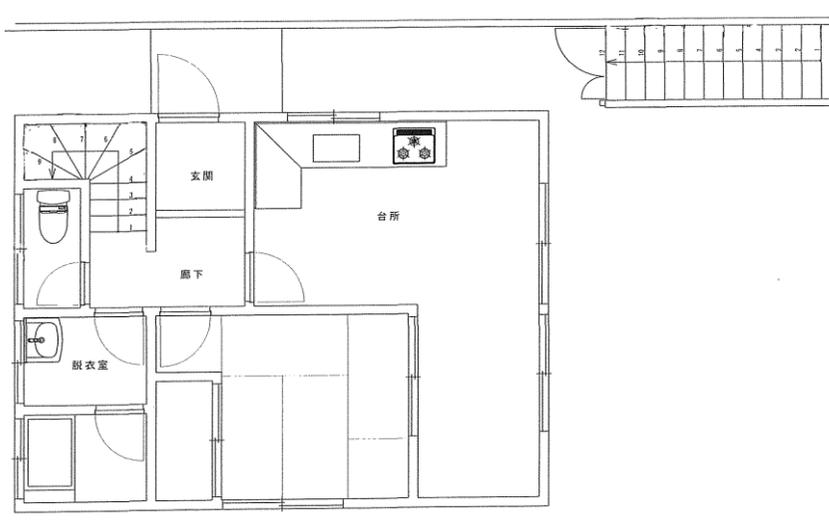
株式会社●●●● 日野市神明●-●-●  
 電話 担当

社印

平面図 掲載例（事例④ 屋外屋内階段及びトイレ内での手すり取り付け）

改修前

改修後



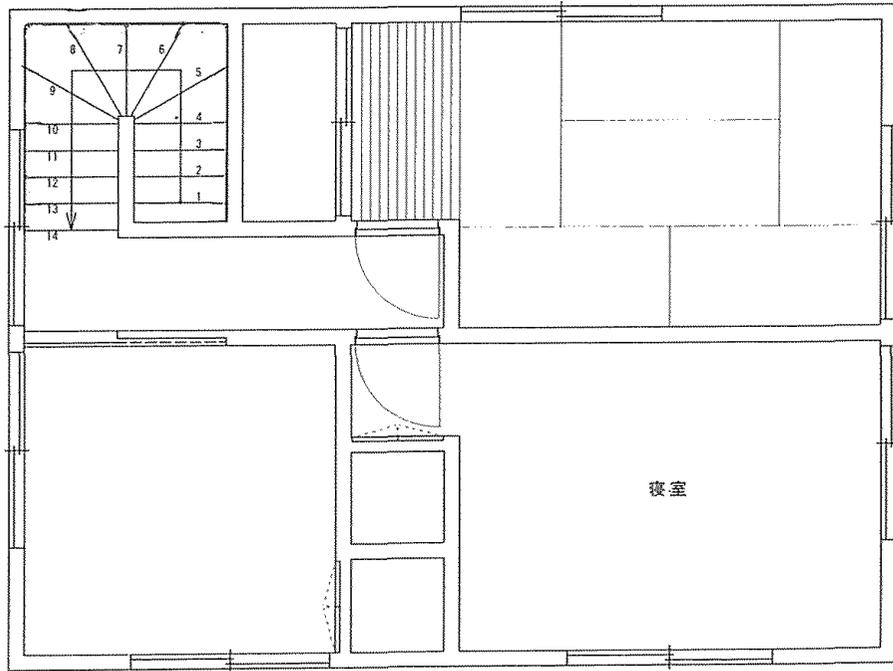
道路

道路

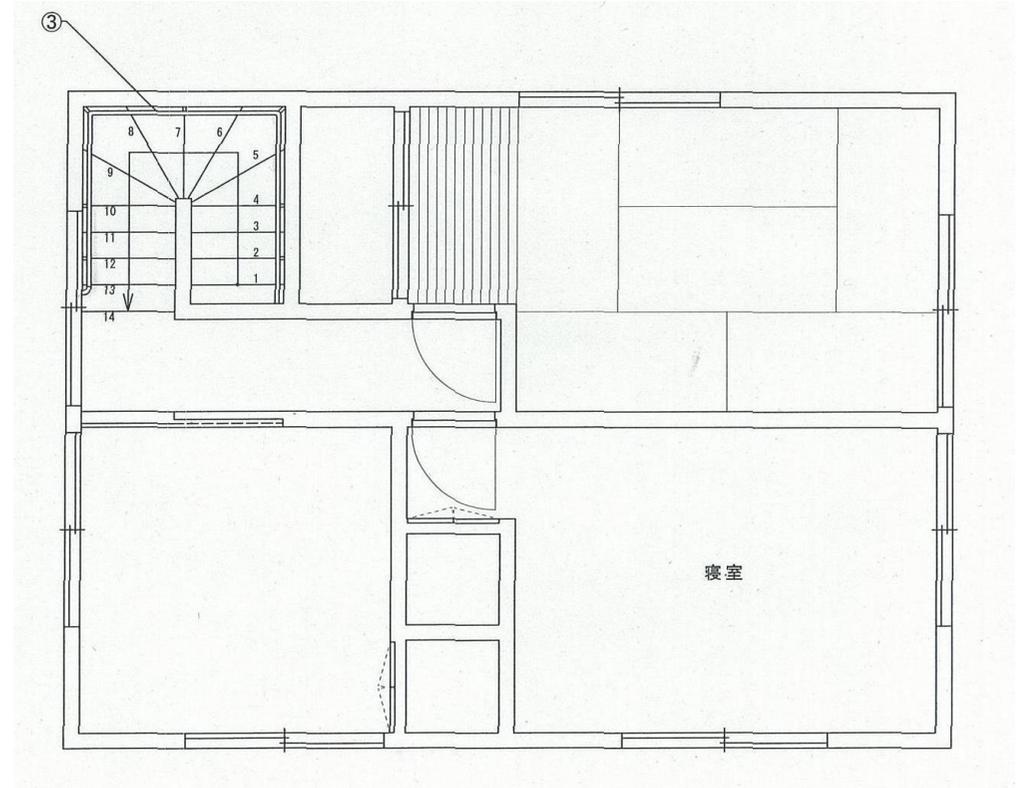
1階 平面図 改修前後

平面図 掲載例（事例④ 屋外屋内階段及びトイレ内での手すり取り付け）

改修前



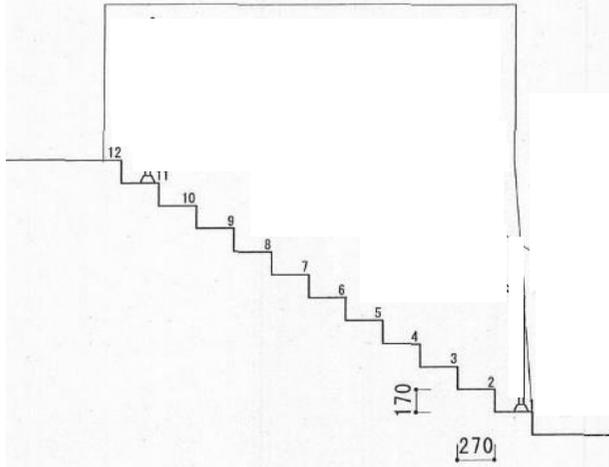
改修後



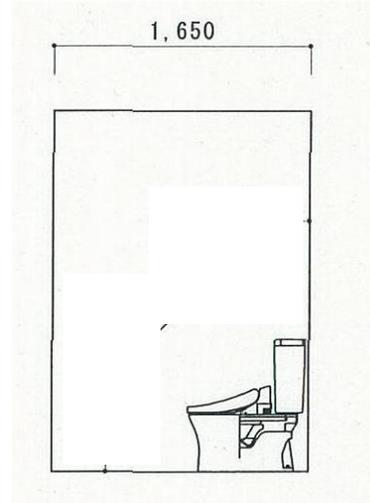
2階 平面図 改修前後

立面図 改修前 掲載例（事例④ 屋外屋内階段及びトイレ内での手すり取り付け）

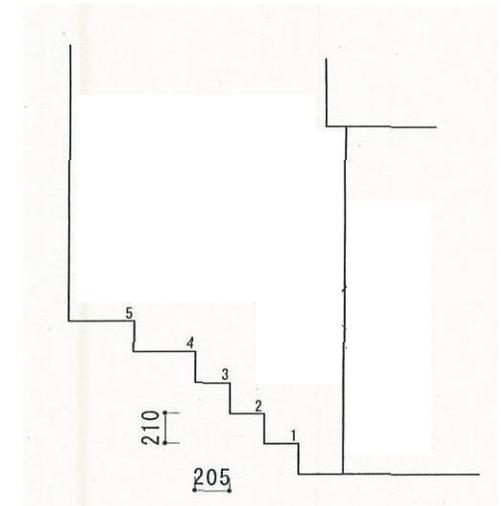
①屋外階段手すり取付



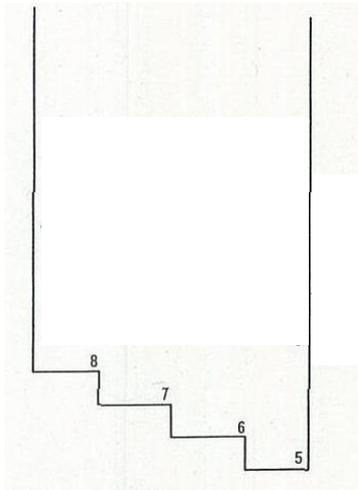
②トイレ手すり取付



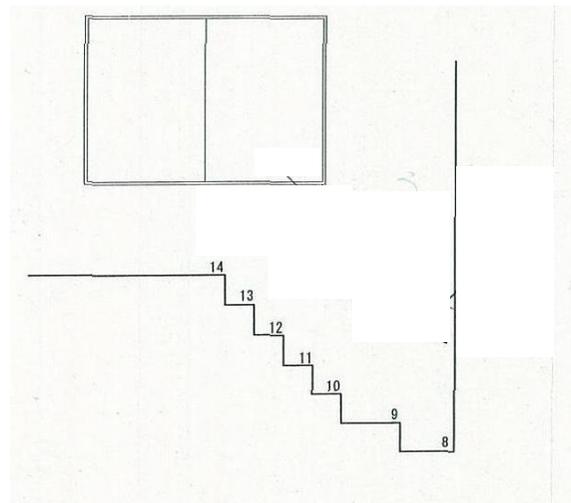
③屋内階段手すり取付



③屋内階段手すり取付



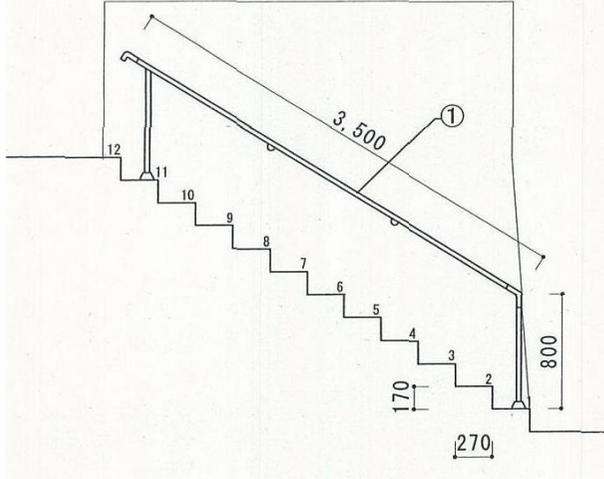
③屋内階段手すり取付



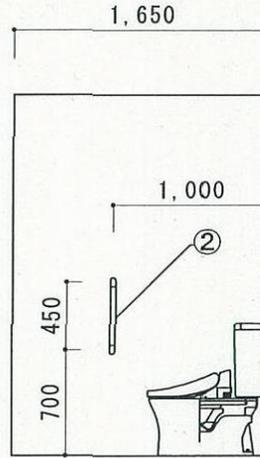
立面図 改修前

立面図 改修後 掲載例（事例④ 屋外屋内階段及びトイレ内での手すり取り付け）

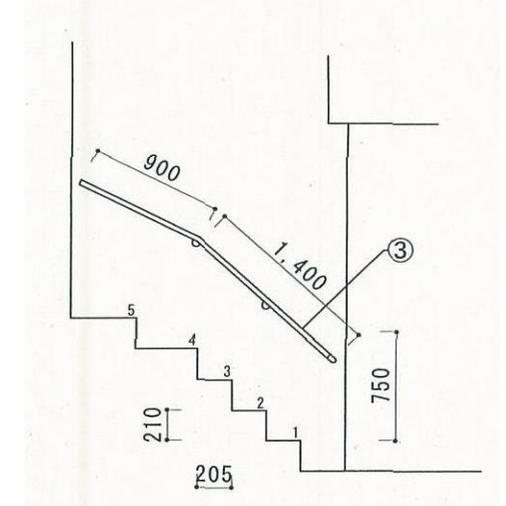
①屋外階段手すり取付



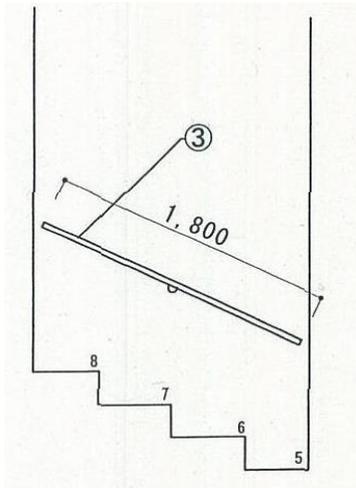
②トイレ手すり取付



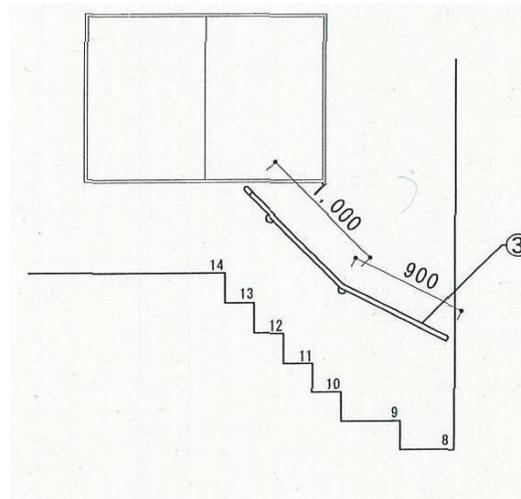
③屋内階段手すり取付



③屋内階段手すり取付



③屋内階段手すり取付



(事例④ 屋外屋内階段及びトイレ内での手すり取り付け)

①屋外階段手摺り取付前



①屋外階段手摺り取付前

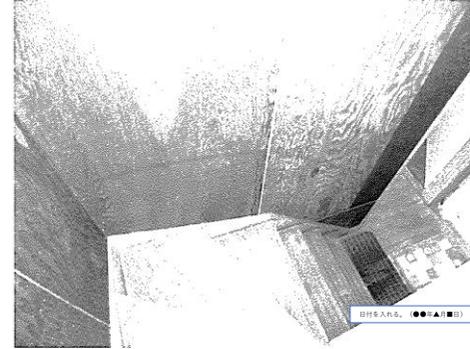


②トイレ手摺り取付前



改修前の現況写真

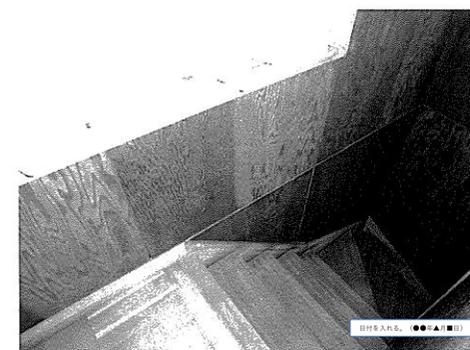
③階段手摺り取付前



③階段手摺り取付前



③階段手摺り取付前



(事例④ 屋外屋内階段及びトイレ内での手すり取り付け)

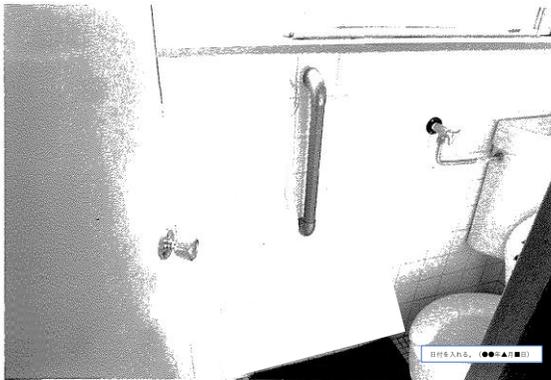
①屋外階段手すり取付



①屋外階段手すり取付

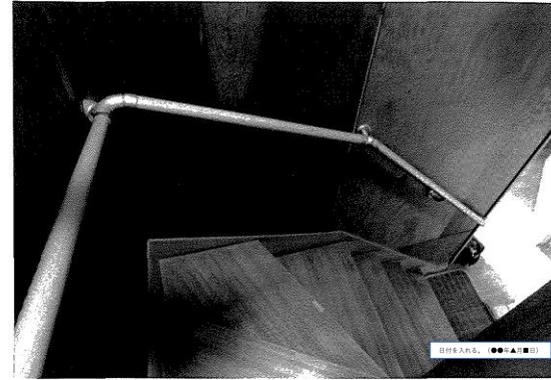


②トイレ手すり取付



改修後の現況写真

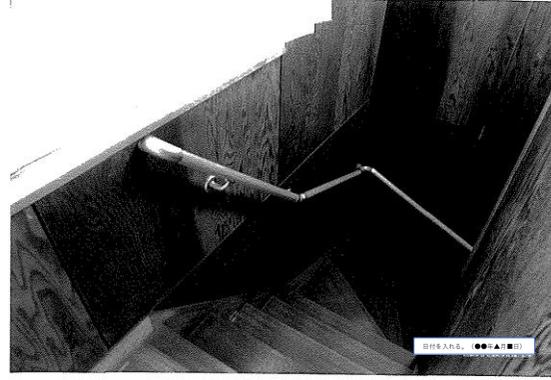
③階段手すり取付



③階段手すり取付



③階段手すり取付



見積書記入例（事例⑤ 敷居撤去による段差の解消）

見積書

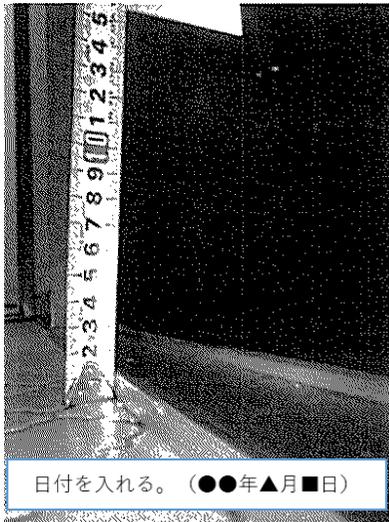
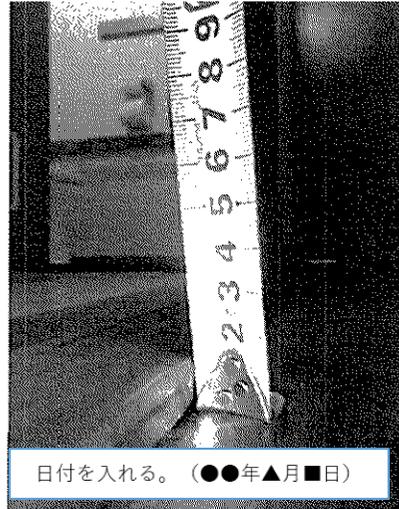
日野 太郎 様

改修項目 番号	部屋名	部分	名称	内容（メーカー名、品番、長さ、面積等）	数量	単位	単価	金額	介護保険 対象分	備考
①	トイレ	床	段差解消 敷居撤去							
			敷居撤去費		1	式	3,000	3,000	●	
			木材		1	式	3,000	3,000	●	
			見切縁（フラットレール フラット）		1	本	4,500	4,500	●	
			取付工事費		1	式	2,500	2,500	●	
			ドア下簡易補修		1	式	3,000	3,000	●	
②	洗面室	床	段差解消 敷居撤去							
			敷居撤去費		1	式	3,000	3,000	●	
			木材		1	式	3,000	3,000	●	
			見切縁（フラットレール フラット）		1	本	4,500	4,500	●	
			取付工事費		1	式	2,500	2,500	●	
			ドア下簡易補修		1	式	3,000	3,000	●	
			小計					32,000		
			値引き					0		
			諸経費					3,200		
			合計					35,200		
			消費税					2,816		
			総合計					38,016		

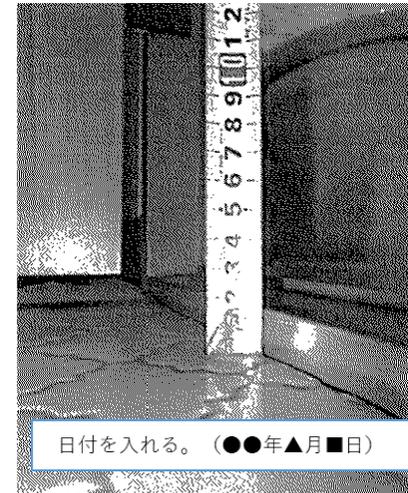
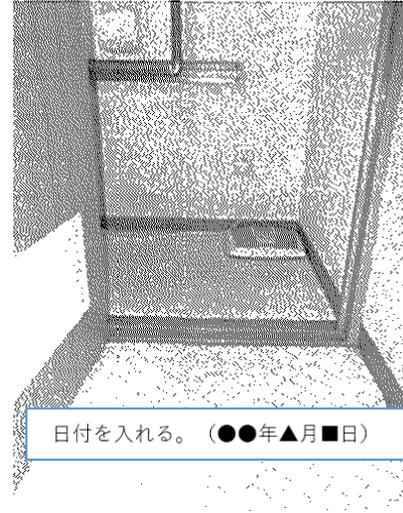
株式会社●●●● 日野市神明●-●-●  
電話 担当



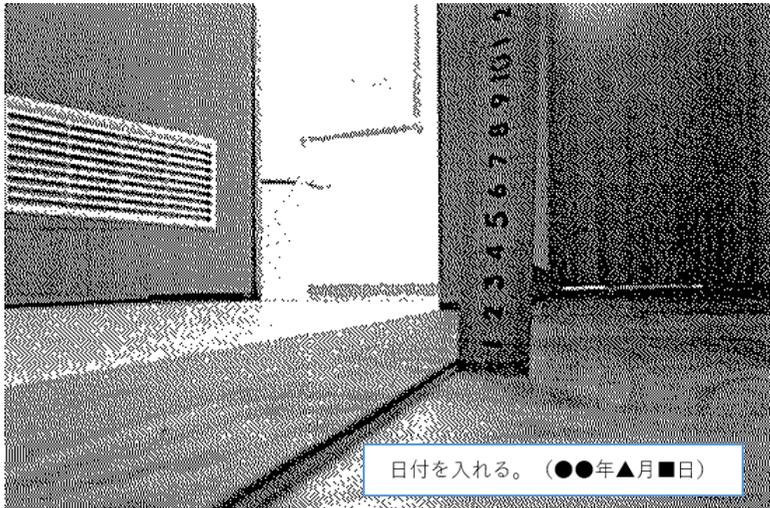
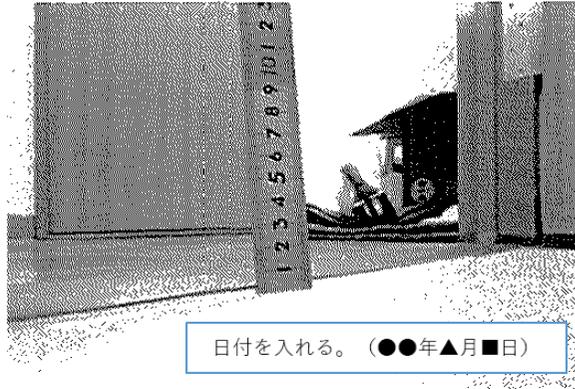
①トイレ 段差解消



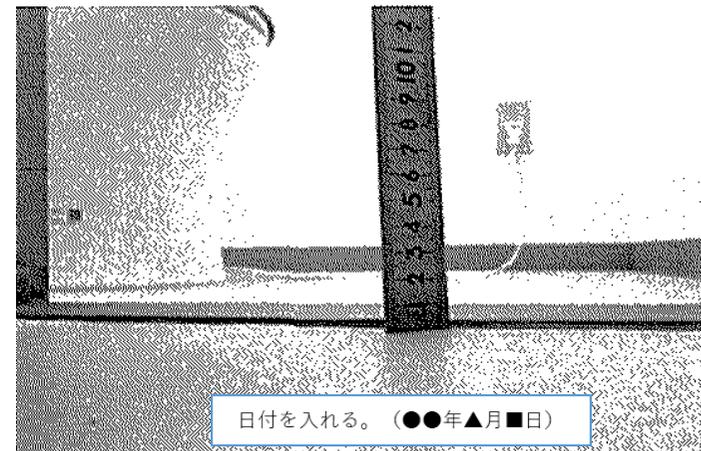
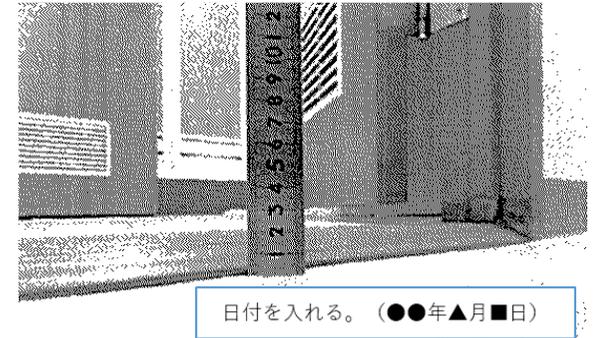
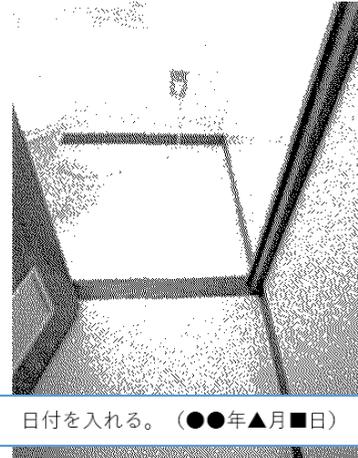
②洗面室 段差解消



①トイレ 段差解消

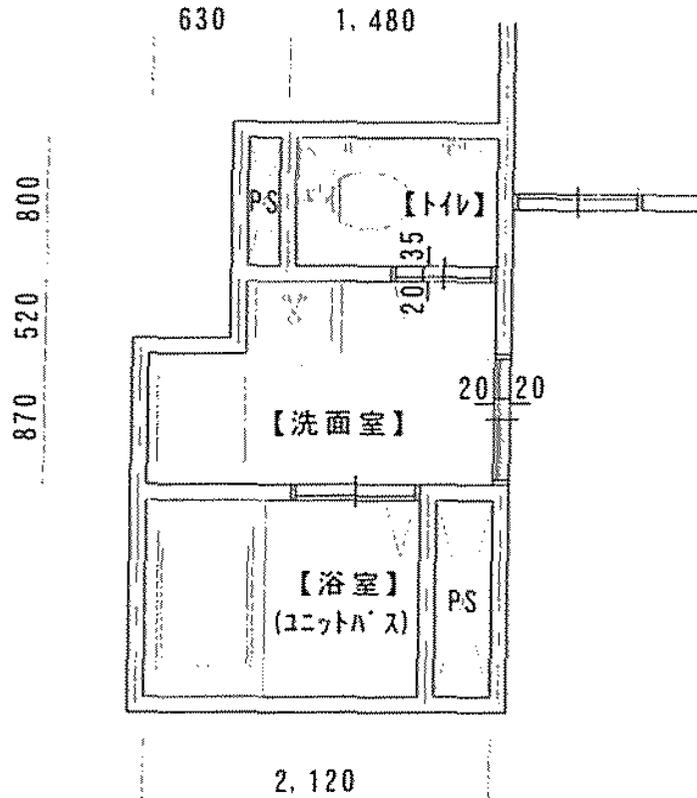


②洗面室 段差解消

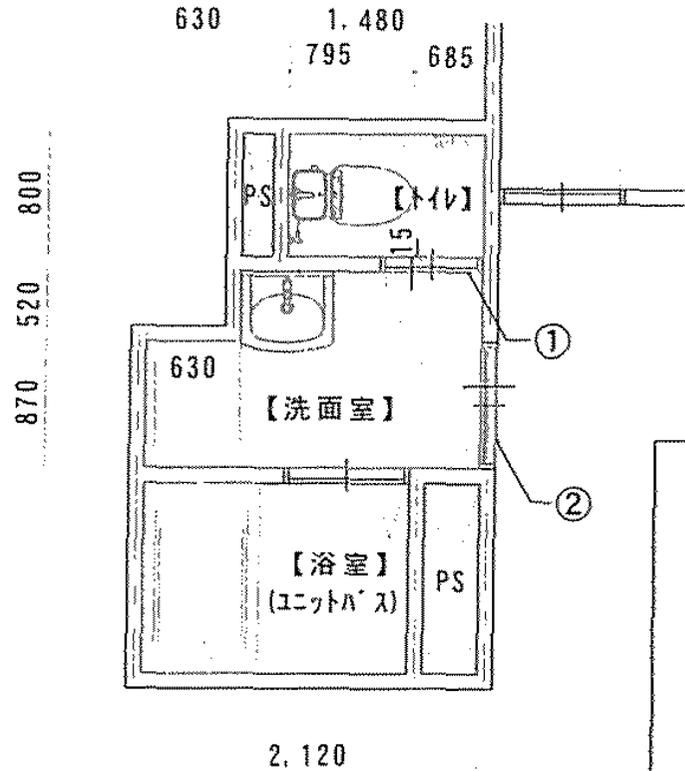


平面図及び立面図 掲載例 (事例⑤ 敷居撤去による段差の解消)

改修前



改修後



- ①敷居撤去 (建具継足し)  
W600×D90×H20  
建具W595×D35
- ②敷居撤去 (建具継足し)  
W750×D90×H20  
建具748×D35

20\_35 → 15  
①敷居撤去 展開

20\_20 → 0~3  
②敷居撤去 展開

平面図及び立面図 改修前後

## 見積書記入例（事例⑥ トイレ扉の交換及びトイレ入口における段差の解消）

## 見積書

日野 太郎 様

改修項目 番号	部屋名	部分	名称	内容（メーカー名、品番、長さ、面積等）	数量	単位	単価	金額	介護保険 対象分	備考
①	トイレ	ドア	引き戸変更							
			アウトセット引き戸	〇〇〇 ▲▲デザイン	1	組	40,000	40,000	●	
			既存扉処分費		1	式	3,000	3,000	●	
			取付工事費		1	式	25,000	25,000	●	
②	トイレ	床	段差解消 床90mm嵩上げ							
			便脱着工事		1	式	25,000	25,000	●	
			床フランチ		1	式	4,000	4,000	●	
			汚水配管工事		1	式	10,000	10,000	●	
			床下地材		1	式	4,000	4,000	●	
			嵩上げ工事費		1	式	18,000	18,000	●	
			敷居撤去及び補修費		1	式	12,000	12,000	●	
			床CFシート貼 ソフト巾木		1	式	25,000	25,000	●	
			小計					166,000		
			値引き					0		
			諸経費					16,600		
			合計					182,600		
			消費税					14,608		
			総合計					197,208		

株式会社●●●● 日野市神明●-●-●  
電話 担当

社印

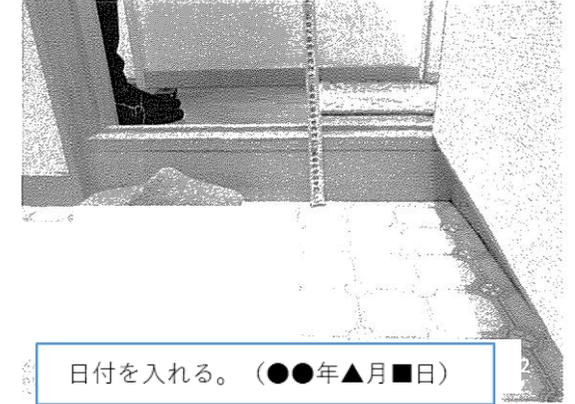
写真 改修前 掲載例 (事例⑥ トイレ扉の交換及びトイレ入口における段差の解消)

①トイレドア引き戸



②トイレ床段差解消前

日付を入れる。(●●年▲月■日)



②トイレ床段差解消前

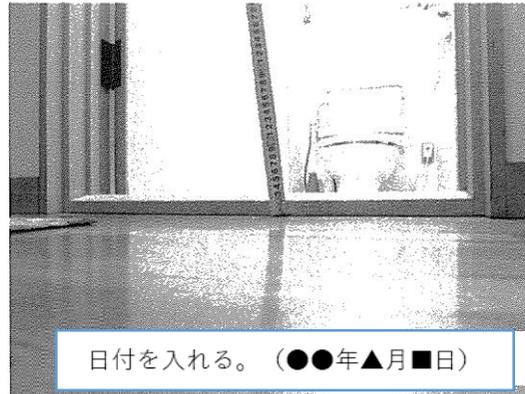


写真 改修後 掲載例 (事例⑥ トイレ扉の交換及びトイレ入口における段差の解消)

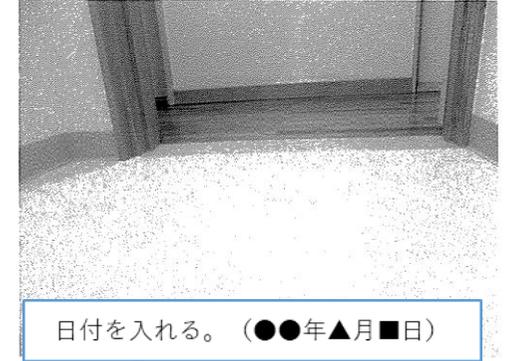
①トイレドア引き戸



日付を入れる。(●●年▲月■日)

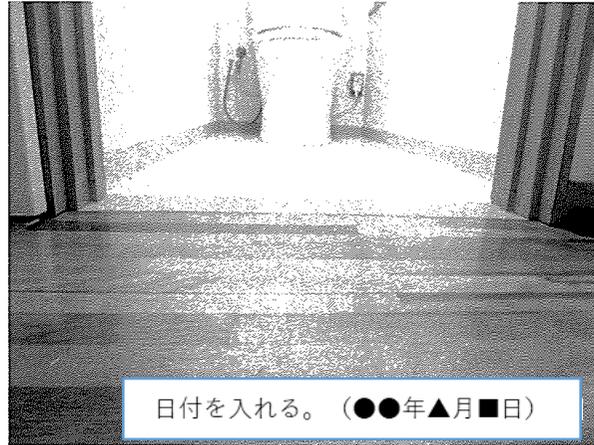
②トイレ床段差解消前

日付を入れる。(●●年▲月■日)



日付を入れる。(●●年▲月■日)

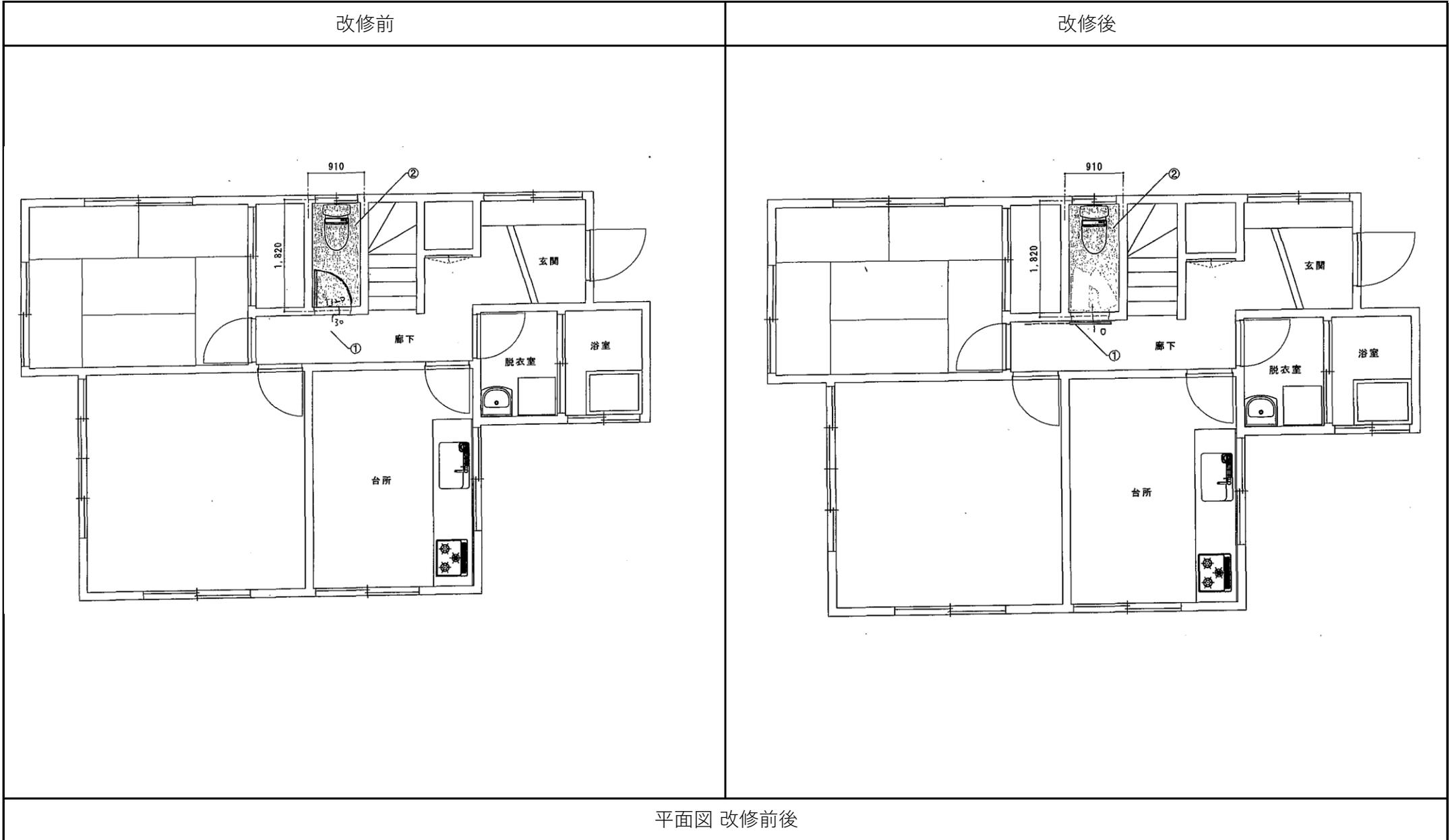
②トイレ床段差解消前



日付を入れる。(●●年▲月■日)

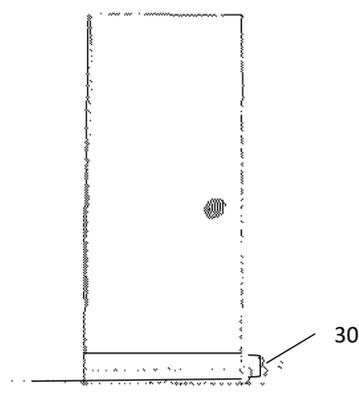
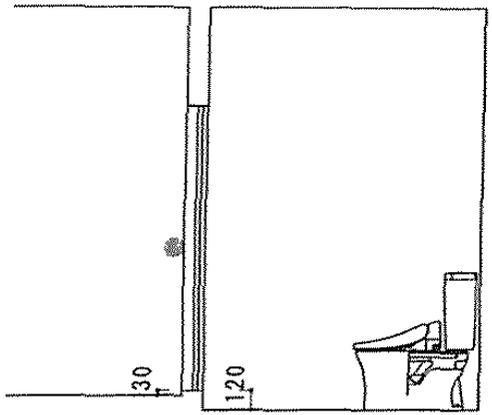
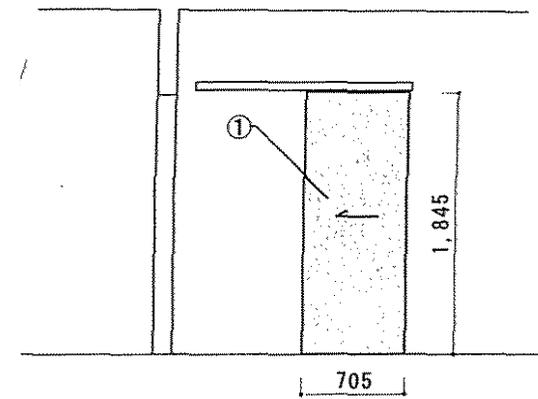
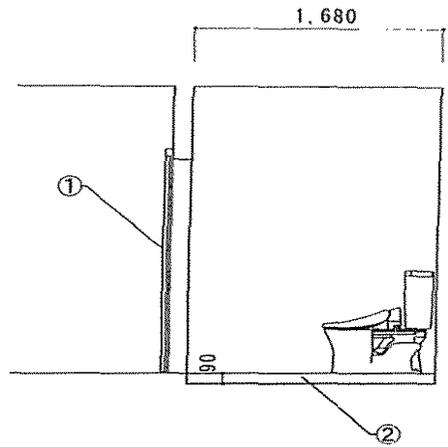
改修後 写真

平面図 掲載例（事例⑥ トイレ扉の交換及びトイレ入口における段差の解消）



平面図 改修前後

立面図 掲載例（事例⑥ トイレ扉の交換及びトイレ入口における段差の解消）

<p>【改修前】①トイレ引き戸変更</p>	<p>【改修前】②段差解消</p>
	
<p>【改修後】①トイレ引き戸変更</p>	<p>【改修後】②段差解消</p>
	
<p>立面図 改修前後</p>	

見積書記入例（事例⑦ 室内における床材の変更及び段差の解消）

見積書

日野 太郎 様

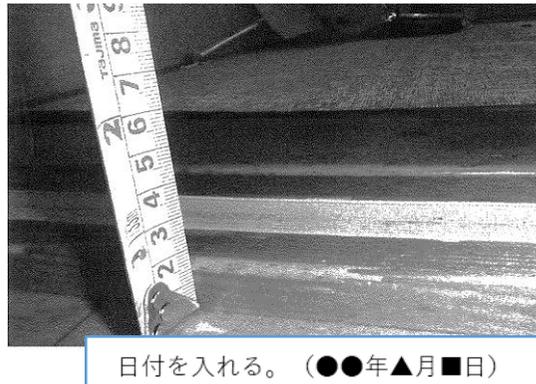
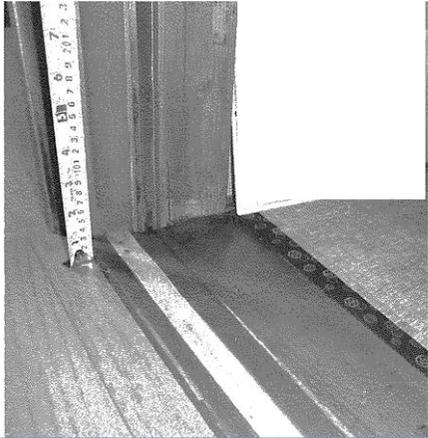
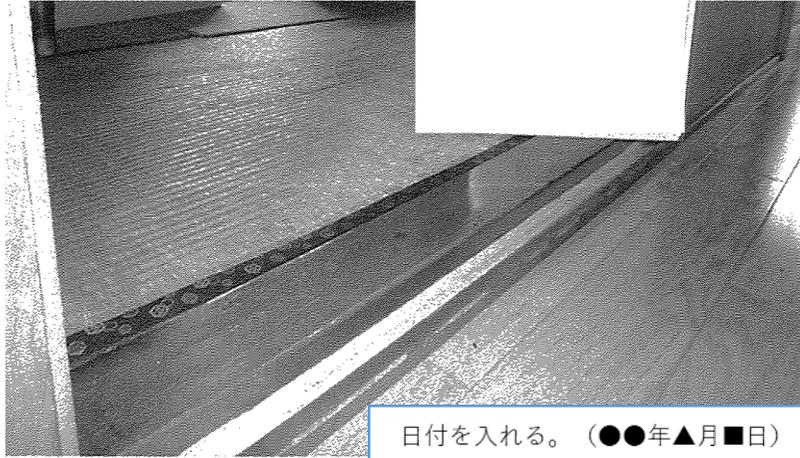
改修項目 番号	部屋名	部分	名称	内容（メーカー名、品番、長さ、面積等）	数量	単位	単価	金額	介護保険 対象分	備考
①	寝室	床	既存畳撤去及び処分		4.5	畳	2,500	11,250	●	
			敷居撤去及び補修費		1	式	12,000	12,000	●	
			床下地工事	根太及び下地ベニヤ12mm	7	m <sup>2</sup>	4,000	28,000	●	
			床材	〇〇〇〇 フィットフローア	3	ケース	15,000	45,000	●	
			床貼工事		7	m <sup>2</sup>	5,000	35,000	●	
			養生及び清掃		1	式	5,000	5,000	●	
			小計					136,250		
			値引き					-250		
			諸経費					13,600		
			合計					149,600		
			消費税					11,968		
			総合計					161,568		

株式会社●●●● 日野市神明●-●-●  
電話 担当

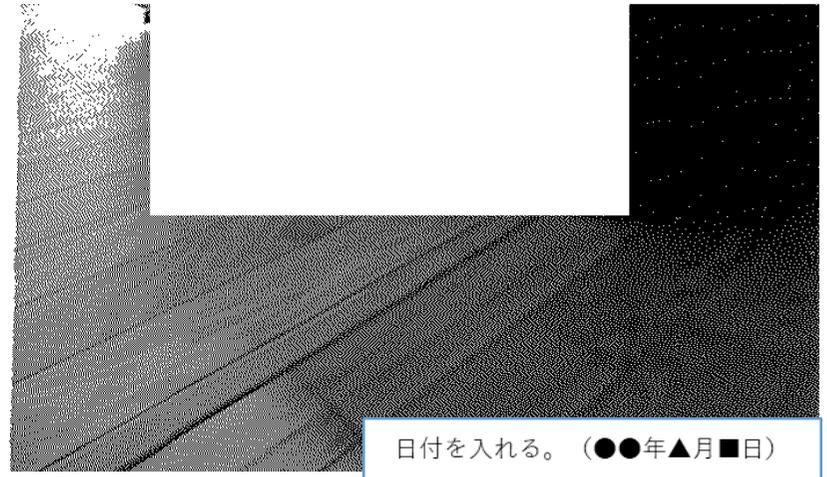
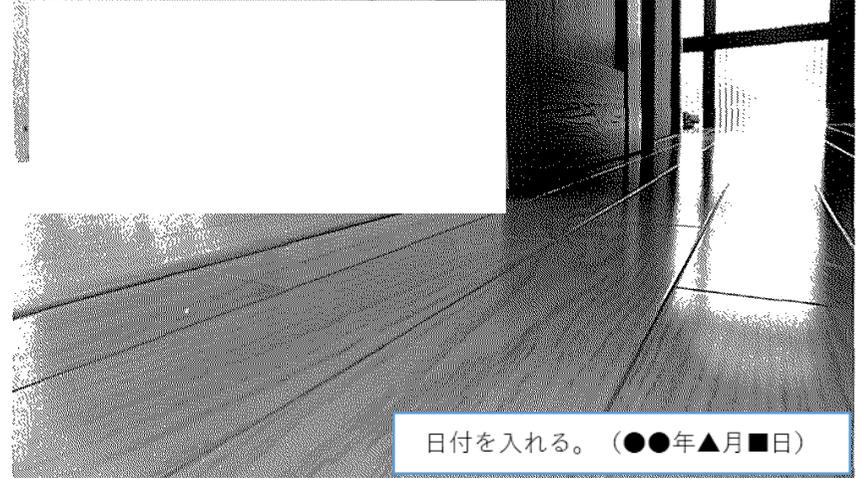
社印

写真 掲載例（事例⑦ 室内における床材の変更及び段差の解消）

改修前

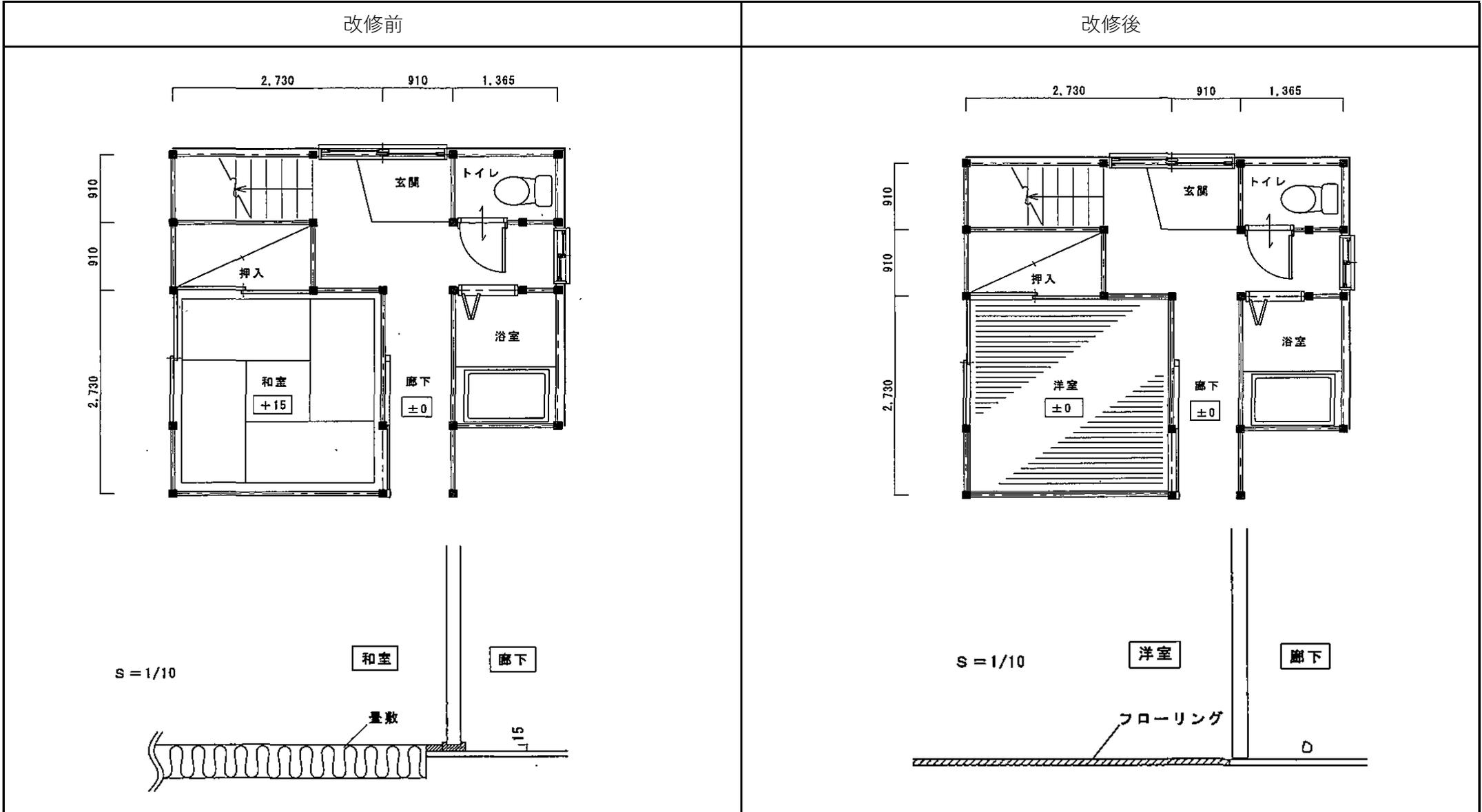


改修後



改修前後の写真

平面図・立面図 掲載例（事例⑦） 室内における床材の変更及び段差の解消



平面図・立面図 改修前後